

2016年度会計専門職研究科自己点検評価報告書

経営系専門職大学院認証評価

点検・評価報告書

経営系専門職大学院名称： 明治大学専門職大学院

会計専門職研究科会計専門職専攻

序 章

1. 明治大学専門職大学院会計専門職研究科会計専門職専攻の設置の経緯及び目的、特色について

(1) 本研究科の設置の経緯

近年、企業のみならず学校法人等の非営利団体、行政その他公的部門を含む公的機関においても、「会計」の重要性がさまざまな場面で取り上げられるとともに、高度会計専門職業人としての公認会計士に対する新たな期待と職業としての使命の遂行が強く求められている。また、公的機関における業務の非効率性の一因が会計の処理法にあったと指摘され、加えて、企業による一連の会計不正が生じ、それに関連して公認会計士自身にも司直の手が伸びたことを受け、これらの問題の解決に寄与すべき公認会計士に必要な条件は、専門知識だけではなく、職業倫理を中心とした価値規範を構築し、体現できることであると再認識されるに至った。

今後の高度会計専門職業人に求められる資質と要件として、職業倫理と高度の専門知識と技能に裏打ちされた的確な判断力が重要である。ゆえに、高度会計専門職業人の育成のためには学部での教育だけに頼る従前の教育基盤の脆弱性を補完するとともに、あるべき公認会計士教育を担う機関が必要であるとの認識と、公認会計士試験制度そのものの変更の必要性があるという、わが国の教育政策上の観点から専門職大学院構想が示された。こうした背景のもと、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」（明治大学専門職大学院学則第1条）を目的として、会計領域におけるプロフェッショナルの養成を目的とした会計大学院の一つとして2005年に明治大学大学院会計専門職研究科会計専門職専攻（2008年に明治大学専門職大学院会計専門職研究科会計専門職専攻に再編：英語名称 Graduate School of Professional Accountancy Professional Accountancy Program 以下、本研究科）が設立された。

(2) 本研究科の目的

本研究科は、長きにわたって多数の公認会計士、税理士、国税専門官等の会計専門職業人を輩出してきた本学の伝統を基礎にして、わが国ならびに国際経済社会に貢献し、新たな時代に対応できる公認会計士、企業等の民間部門、学校法人等の非営利団体又は政府等の公的部門の会計実務担当者、租税スペシャリストなどが必要とする資質と技能を備えた高度会計専門職業人を養成することを目的としている。（明治大学専門職大学院学則別表3）

そのために、高度会計専門職業人には、職業倫理と高度の専門知識と技能に裏打ちされた的確な判断力が重要であるとの考えから、具体的には、(1)職業倫理に関する事例・事件を講義の中で検証することにより、ガバナンスの重要性和コンプライアンスの必要性を理解させること、(2)単なる法令や会計基準の解釈にとどまらず、規定の根底にある思考まで理解することで、法令や会計基準の基礎にある考え方が理解できるようにすること、(3)来るIFRS（国際財務報告基準）時代に備え、実際に企業で使用されている会計ソフトウェアの活用能力や英語によるプレゼンテーション能力、及び実務上の問題を発見しその解決を図るための実践力を高めることを目指す。これにより、高い倫理観及び職業的価値観、会計、監査及び税務の専門家としての社会的使命に応えられる専門的知識ならびに現代社会の国際化・情報化に対応した技能の修得を目的とする。

(3) 本研究科の特色

これからの会計専門職業人は、グローバル化の進む国際経済社会において生起する複雑な問題に対処するため、高い職業倫理に裏打ちされた的確な判断力を必要としており、この判断力を支えるためには高度な専門能力と知識が不可欠とされる。

本研究科の特色は、この目的を達成するために必要不可欠な、専門職大学院に相応しい教育プログラムを網羅したカリキュラムを編成するとともに、環境変化が加速する会計領域において高度会計専門職業人を目指す学生に対する多様な支援プログラムの実施及び国際性の涵養のための研修プログラムを実施している点にある。具体的には、①高度会計専門職業人に必要な職業倫理を重視したカリキュラムの充実、②専門的知識、論理的思考力及び応用実践能力の涵養、③国際会計専門職業人の養成のための国際研修の実施、④情報技術（IT）への対応力強化のための会計IT関連科目の配置、⑤就職支援プログラムの5点に示される。

なお、本研究科では専門職大学院としての高度な会計専門教育を行えるよう、つねにカリキュラム編成、教育内容、教育方法の改善・充実に努めている。その結果として、これらの強化と改善の一策として本研究科開設から10年目を迎える2014年度にカリキュラム及び修了要件を刷新し、新たに「会計専修コース」との2コースを導入した。2017年度の学生募集時には、コース名称と修了要件を一部見直し、「会計専修コース」と「税務専修コース」の2コース制で、カリキュラムを運営している。

(4) 管理運営体制

2016年度委員会の構成は以下のとおりであり、それぞれの役割と機能を踏まえ管理運営している。

氏名		吉村孝司	梅原秀継	池上健	本橋正美	沼田博幸	長吉眞一	田中建二	秋坂朝則	猪鼻孝夫	片岡洋人	山浦久司	渡辺雅雄	加島康宏	林聰
		専任教授	専任教授	専任教授	専任教授	専任教授	専任教授	専任教授	専任教授	専任教授	専任教授	専任教授	専任准教授	特任教授	特任教授
会計専門職研究科	役職(執行部)	研究科長	専攻主任	専門職大学院職員											
	専任教授会	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	教授会(※1)	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	人事委員会	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	FD委員会	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	入試委員会	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	カリキュラム委員会	○	◎	○			○		○		○		○		
	アンケート委員会						◎	○			○				
	紀要編集委員会				◎	○						○			
	経理研究所連絡会議	○	◎										○		
	キャリア支援コーディネーター	○		◎											

2. これまでの自己点検・評価活動及び外部評価・第三者評価等への取組み

(1) 自己点検・評価活動

本研究科における自己点検・評価は、全学的に実施される自己点検・評価システムに関連したかたちで実施されるとともに、本研究科では執行部にて報告書原案を作成し、教授会にて内容を審議し、確定させている。また、内容によっては、教授会構成員のみならず、本研究科の事務職員からの提案や意見を参考にして、形式的な議論に偏らぬように努めている。なお、教授会には、専門職大学院事務長を含む本研究科の事務職員が参加し、本研究科に設置される各委員会には、本研究科事務職員が担当業務との関連において参加することで、関連する情報の共有に努めている。

また、本研究科では、教授会だけではなく、学生確保にとって最重要の課題である入学試験は入試委員会が、学生による研究科や授業評価アンケートについてはアンケート委員会が、教員組織の形成や教員の採用及び昇格に関しては人事委員会がそれぞれ担当することで、集中的に審議し、方向性を見出す体制になっている。これらの各委員会が出された議論や方向性を踏まえ、教授会にて改めて審議し、全ての決定がなされている。

なお、教育活動の振り返りについては、学生による授業評価アンケートの結果のうち、マークシート方式による定量的な評価部分は、学生や兼任・兼任教員を含めて、一般に対し制限することなく広く公開に付し、記述方式による評価部分については、教授会構成員全員に開示することで本研究科の教育の問題に関する共通認識を形成するように努めている。

また、教授会の下部組織として、「入試委員会」、「カリキュラム委員会」、「アンケート委員会」、「紀要編集委員会」、「経理研究所連絡会議」、「キャリア支援コーディネーター」を継続的に設置した。

(2) 報告書作成体制

自己点検並びに認証評価に関わる報告書の作成にあたっては、執行部及び事務局で項目ごとに点検・評価原案を作成し、適時、教授会へのフィードバックを経ながら原案修正を行い、教授会において最終的に決定するプロセスを採用している。なお、このプロセスにおいては、アンケート調査や教授会構成員からの各種の意見等を集約し、報告書に反映させることで客観性の確保に努めた。

本 章

1 使命・目的・戦略

項目 1：目的の適切性

経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命 (mission) とは、優れたマネジャー、ビジネスパーソンの育成を基本とし、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門的知識を身につけ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成である。

各経営系専門職大学院では、この基本的な使命のもと、それを設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を定めることが必要である。また、固有の目的には、各経営系専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。

<評価の視点>

1-1：経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定すること。〔F群〕

1-2：固有の目的は、専門職学位課程の目的に適ったものであること。（「専門職」第2条第1項）〔L群〕

1-3：固有の目的には、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 本研究科の目的

現代の会計専門職業人を取り巻く環境の変化は著しく、ゆえに企業のみならず、行政その他公的部門の会計業務の担い手としての様々な会計問題に対応するために、①高度の職業倫理に基づく論理的思考力及び判断力を有していること、②高度の専門知識と技能、及び情報技術への対応力を身につけていること、③国際的な業務分野にも対応できること、④以上に基づき、会計専門職業人として社会の使命に応えうること、が強く求められてきている。

こうした背景をもとに、本研究科は、企業会計をめぐる高度の専門知識とスキルの習得のみならず、職業倫理に根ざした会計に関する判断力と論理的思考力を有する、公認会計士、企業等の民間部門又は行政その他の公的部門の会計実務担当者、租税スペシャリストなどが必要とする資質と技能を備えた高度会計専門職業人を養成し、社会のニーズに的確に応えうる人材を輩出し、社会に貢献することを目的としている（明治大学専門職大学院学則別表3）。あわせて、この教育目的に基づき、とくに、公認会計士の育成を中心として、①職業倫理に根ざした高い職業的価値観と論理的かつ判断力を有する人材の養成、②高度の専門的知識と技能、及び情報技術への対応力を身につけた人材の養成、③国際的な業務分野にも対応できる人材の養成、④会計専門職業人としての社会の使命に応えうる人材の養成、を具体的な教育目標としている（評価の視点1-1）。

そのために、高度会計専門職業人には、職業倫理に裏打ちされた専門知識と技能及び的確な判断力が重要であるとの考えから、具体的には、(1)職業倫理に関する事例・事件を講義の中で検証することによりガバナンスの重要性とコンプライアンスの必要性を理解させること、(2)単なる法令や会計基準の解釈にとどまらず、規定の根底にある思考まで理解することで、法令や会計基準の基礎にある考え方が理解できるようにすること、(3)著しく環境が変化する時代に備え、英語によるプレゼンテーション能力、及び実務上の問題を発見しその解決を図るための実践力を高めることを目指す。これにより、高い職業倫理観、会計、監査及び税務の専門家としての社会的使命に応えられる専門的知識ならびに現代社会の国際化・情報化に対応した技能の修得を目的とする。

2. 本研究科の目的の適切性

上記は、「人材養成その他の教育研究上の目的」として専門職大学院学則に規定している（明治大学専門職大学院学則別表3）（評価の視点1-2）。この考え方は、専門職学位課程制度の目的（高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。）及び公認会計士をはじめとする高度会計専門職業人の育成と輩出という本研究科の教育理念に適っている。

3. 本研究科の目的の特色

本研究科における固有の目的は以下に示す6つの特色を有している（評価の視点1-3）。

① 職業倫理を重視した教育の充実

昨今、会計に関する非違事例が多発していることに鑑み、本研究科では、会計専門職業人としての職業倫理を重視し、「経営倫理」及び「監査職業倫理」の2科目を開講している。なお当該2科目による倫理教育のみならず、他の設置科目においても、その教育内容に倫理に関する内容を反映させることにより、論理的思考力を高めるための組織的な教育を実施している。

② 専門的知識、論理的思考力及び応用実践能力の涵養

本研究科では、学生が将来の会計専門職業人としての公認会計士に求められる専門的知識と論理的思考力を体得し、かつそれらを応用実践できる能力を涵養するために、これらに適合した科

目の設置をカリキュラム編成の方針とするとともに、この目的に沿った教育方法について毎年見直しを行っている。

③ 国際会計専門職業人の養成

グローバルな社会においては国際的に活躍できる会計専門職業人が求められることは言うまでもなく、本研究科ではこの点を考慮し、カリキュラムに国際会計系を設け、6単位以上の履修を修了要件としている。また、米国公認会計士の資格取得を視野に入れた「ファイナンシャル・アカウンティング」、「オーディティング アンド アテストーション」、「会計英語」の科目配置によりその充実を図っている。またこれらの科目履修者が、その最終成果を「国際会計研修」において達成できるよう科目間の関係性をもたせている。

「国際会計研修」は、学生に会計理論を国際的な観点から学習させることを目的とし、従前より海外教育機関と共同で国際会計プログラムを実施してきた。2012年に延世大学校経営大学（Yonsei University School of Business：大韓民国）との間で本研究科独自企画である「明治大学 - 延世大学 IFRS ワークショッププログラム」実施に関する覚書を締結することで、本研究科学生の国際性涵養のための教育施策の一途を切り拓いた。

④ 情報技術（IT）への対応

「現在の企業においては、会計業務を処理するうえでITを欠くことはできず、同時に、監査人にとってもITに関する知識は企業監査を行う上で必要不可欠の素養となっている。こうしたことから、会計専門職業人として必要不可欠な高度会計情報技術への対応力を養うため、「会計情報システムⅠ」及び「会計情報システムⅡ」の2科目を開講している。

⑤ 就職支援プログラム

当研究科における学生は、主に公認会計士と税理士を目指しているものが大半である。そのことから、学生ニーズにきめ細かく応えるため、2年生の公認会計士志望者に対しては本学国家試験指導センターが開催する大手監査法人の個別相談会や就職活動対策実践セミナーへの参加を促し、税理士志望の者に対しては、大手税理士法人合同説明会を当研究科が主催する等、学生の進路にあわせた就職支援プログラムを提供している。なお、2016年度には、大手監査法人個別相談会には修了生を含め4名、大手税理士法人合同説明会には約10名の院生が参加した。

項目2：目的の周知

各経営系専門職大学院は、学則等に定められた固有の目的をホームページや大学案内等を通じて社会一般に広く明らかにするとともに、教職員・学生等の学内の構成員に対して周知を図ることが必要である。

<評価の視点>

1-4：ホームページや大学案内等を通じ、固有の目的を社会一般に広く明らかにすること。（「学教法施規」第172条の2）〔F群，L群〕

1-5：教職員・学生等の学内の構成員に対して、固有の目的の周知を図ること。〔F群〕

1-6：固有の目的を学則等に定めていること。（「大学院」第1条の2）〔L群〕

<現状の説明>

1. 本研究科の目的の社会一般への周知

本研究科が掲げる、公認会計士、企業等の民間部門又は政府等の公的部門の会計実務担当者、租税スペシャリストなどが必要とする資質と技能を備えた高度会計専門職業人を養成する、という目的は、

「人材養成その他の教育研究上の目的」として専門職大学院学則に規定し（明治大学専門職大学院学則別表3）（評価の視点1-6），それを本研究科ガイドブック，本学ホームページ，新聞及び雑誌等の媒体を通じた広告等により広く社会に周知している（評価の視点1-4）。社会に対する周知が一定の有効性を有していることは，本研究科への入学を希望する者からの照会や，監査法人や会計事務所，企業の人事担当者などから当研究科に対して関心が寄せられている点において判断される。

2. 本研究科の目的の教職員，学生等の学内構成員への周知

本研究科の目的は，教授会，各委員会，教員連絡会，学生との交流などを通じて学内構成員に周知されている。教職員に関しては，根拠資料に挙げた各種の印刷物の作成自体に多くの教職員が関与していること，また教授会においてそれらの資料については常に検討が行われていること，学生に対してはガイダンスやオリエンテーションにおいて説明するなど，さまざまな機会に，下記の根拠資料を用いて説明することによって，その周知と喚起を促すことを目的として絶えずメッセージを発信するように努力している（評価の視点1-5）。

3. 本研究科の目的の社会一般への周知のための特別な努力と工夫

本研究科が掲げる目的のさらなる周知に向けて，本学ホームページ，入学案内，新聞及び雑誌等の媒体による広告などにおいてさらなる周知の徹底を図ることにおける努力を行っている。

また，学外一般者向けのガイダンスのほか，学外有識者を招いた特別講義などの規格の実施をとおりして本研究科の目的ならびに社会的使命のさらなる周知に向けた特別な努力と工夫を行っている。

【明治大学専門職大学院学則（別表3）】

<人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的>

会計専門職研究科会計専門職専攻は，公認会計士，企業等の民間部門又は政府等の公的部門の会計実務担当者，租税スペシャリストなどが必要とする資質と技能を備えた高度会計専門職業人を養成することを目的としている。

そのために，高度会計専門職業人には，高度の専門知識とスキル及び職業倫理に裏打ちされた的確な判断力が重要であるとの考えから，具体的には，①職業倫理違反や事件を講義の中で取り上げることによりガバナンスの重要性とコンプライアンスの必要性とを理解させること，②法律や会計基準の規定に関する解釈にとどまらず，規定の根底にある思考を講義中に検討することにより会計基準や法令等の基礎にある考え方を的確に理解させ，さらに準拠すべき規定が存在しない場合においても適切な判断が下せるようにすること，③現実に企業で使用されている会計ソフトウェアの活用能力や英語によるプレゼンテーション能力，及び実務上の問題を発見しその解決を図るための実践力を高めることを目指す。これにより，高い職業的価値観及び倫理観，会計，監査及び税務の専門家としての社会的使命に応えられる専門的知識並びに現代社会の国際化・情報化に対応したスキルの修得を目標とする。

項目3：目的の実現に向けた戦略

各経営系専門職大学院は，その固有の目的の実現に向けて，中長期ビジョンを策定し，それに対する独自の資源配分，組織能力，価値創造などを方向付ける戦略を作成することが必要である。また，

作成した戦略は、固有の目的の実現に向けて、できる限り速やかに実行することが望ましい。

<評価の視点>

1-7: 固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、それに対する資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を作成すること。〔F群〕

1-8: 固有の目的の実現に向けて作成した戦略を実行しているか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 中長期ビジョン・戦略の策定

本研究科における長期・中期計画については、本学の長期・中期計画として毎年度当初に学長が策定・発信する基本方針に基づき、各学部及び研究科において策定される「長期・中期計画書」の一環として、毎年度策定し、そのビジョン実現に向けての組織・人事、研究環境、学生支援、社会連携等に関する戦略を定めている。なお、2017年度の長期・中期計画書については、2016年度6月の教授会において内容を審議し、以下の計画書を機関決定し、学長に提出した。

【2017年度 教育・研究に関する長期・中期計画書】

2017年度教育・研究に関する長期・中期計画書

会計専門職研究科

1 理念・目的

<人材養成その他の教育研究上の目的>

会計専門職研究科会計専門職専攻は、公認会計士、企業等の民間部門又は政府等の公的部門の会計実務担当者、租税スペシャリストなどが必要とする資質と技能を備えた高度会計専門職業人を養成することを目的としている。

そのために、高度会計専門職業人には、高度の専門知識とスキル及び職業倫理に裏打ちされた的確な判断力が重要であるとの考えから、具体的には、①職業倫理違反や事件を講義の中で取り上げることによりガバナンスの重要性とコンプライアンスの必要性とを理解させること、②法律や会計基準の規定に関する解釈にとどまらず、規定の根底にある思考を講義中に検討することにより会計基準や法令等の基礎にある考え方を的確に理解させ、さらに準拠すべき規定が存在しない場合においても適切な判断が下せるようにすること、③現実に企業で使用されている会計ソフトウェアの活用能力や英語によるプレゼンテーション能力、及び実務上の問題を発見しその解決を図るための実践力を高めることを目指す。これにより、高い職業的価値観及び倫理観、会計、監査及び税務の専門家としての社会的使命に応えられる専門的知識並びに現代社会の国際化・情報化に対応したスキルの修得を目標とする。

本学会計専門職研究科（以下本研究科）は、公認会計士、企業等の民間部門又は政府等の公的部門の会計実務担当者、租税スペシャリストなどが必要とする資質と技能を備えた高度会計専門職業人を養成することを目的としている。

高度会計専門職業人には、高度の専門知識とスキル及び職業倫理に裏打ちされた的確な判断力が重要であると考えられることから、具体的には（1）ケーススタディによる職業倫理に関する事例・事件を講義の中で検証することによりガバナンスの重要性とコンプライアンスの必要性を理解させること、（2）単なる法令や会計基準の解釈にとどまらず、規定の根底にある思考まで理解することで、法令や会

計基準の基礎にある考え方が理解できるようにすること、(3)IFRS(国際財務報告基準)の導入に備え、実際に企業で使用されている会計ソフトウェアの活用能力や英語によるプレゼンテーション能力、及び実務上の問題を発見しその解決を図るための実践力を高めることを目指す。これにより、高い職業的価値観及び倫理観、会計、監査及び税務の専門家としての社会的使命に応えられる専門的知識並びに現代社会の国際化・情報化に対応したスキルの修得を目標とする。

このことは「人材養成その他の教育研究上の目的」として専門職大学院学則に規定するとともに、本研究科のホームページ、ガイドブック及び入試要項等で公開することにより、学内のみならず広く一般に周知を行っている。また、入学者の受入方針(アドミッション・ポリシー)、教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)及び学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)についても同様に公開することにより、本研究科の理念・目的を丁寧かつ明確に伝えている。また、この3つのポリシーについては、時代の要請に対応しているかどうかを適宜点検し、必要に応じて修正・変更を行う。

2 教員・教員組織

(1) 求める教員像

本研究科が求める教員は以下の要件を満たす者とする。

- ① 本学の建学の精神と専門職大学院としての本研究科固有の教育目標を理解し、その実現に向けて努力できる者
- ② 専門職大学院としての高度な教育の礎となる優れた研究業績または実務経験を有し、さらなる教育・研究の深化に熱意を持って取り組む者
- ③ 高度会計専門職業人の育成に向けた実践的な教育を行う熱意と優れた指導力を有する者であり、恒常的に自らの教育の改善に努め、教育目標の達成に努力する者
- ④ 本学が推進する教育・研究に専心し、専門職大学院に期待される国際連携及び社会連携活動を積極的に担う行動力がある者

(2) 教員組織の編成方針

本研究科における教員組織の編成方針は、学長が定める「教育任用計画の基本方針」や「明治大学教員任用規程」・「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」等の大学の定める教員像及び専門職大学院設置基準に準拠するものであり、学術研究と実務教育との架橋教育による教育効果の向上に資することにある。ゆえに研究者教員と実務家教員とのバランスを図るために、2016年5月末現在、専任教授11名、専任准教授1名及び特任教授2名の14名で構成されている。

なお、専門職大学院設置基準上の当研究科の必置教員人数は11名(研究指導教員7名(経済学関係5名×1.5)+研究指導補助教員4名(内、実務家教員は4名以上))であり、これに対し現在は14名(内、実務家教員4名)で構成されているが、本研究科が開設されて10年以上が経過し、今後、定年退職を迎える教員や任期満了を迎える特任教員が続けて発生することが見込まれている。たとえば、法令上の基準を満たすための措置として、2018年度秋学期までに最低1名の実務家教員の更新/補充、続いて2019年度末にも2名の教員補充を講ずることが必要である。一方で、「3(2)ア 高度会計専門職の養成」でも述べているように、会計大学院の存在は競合他校にはない特色を明治大学にもたらすものである。したがって、今後も教員人事を計画的に進めることが不可欠である。

(1) 教育課程の編成・実施方針

当研究科教授会において2017年度のカリキュラム・ポリシーを次のように改正することを決議して

おり、高度会計専門職業人を育成するという会計大学院としての社会的使命を全うすべく、今後も必要に応じ、不断の見直しを図っていく。

＜教育課程の編成・実施方針＞

明治大学専門職大学院会計専門職研究科では、高度会計専門職業人を養成するという理念と信念のもとに、高度の専門知識と職業的倫理観を有し、会計、監査、税務及び経営・ファイナンスの専門家としての技能や、情報技術への対応力を具備し、理論と実務の架橋教育を通じ、国際的業務への対応力及び実践的で高度な問題解決能力を有した人材の育成を目的とする。

本研究科における教育課程編成及び実施方針は以下のとおりである。

CP1 本研究科が想定する高度会計専門職業人とは、①公認会計士、②企業等の民間部門若しくは国・地方公共団体等の公的部門における会計専門職、③税理士、④会計、監査、租税及び経営・ファイナンス分野における研究者を指す。本研究科では、こうした高度会計専門職業人の養成を目的として「会計専修コース」及び「税務専修コース」を設置する。

CP2 設置科目を学問系統別（財務会計系、管理会計系、監査系、企業法系、租税法系、経営・ファイナンス系）に区分し、各系に基礎科目、基本科目、発展科目、応用実践科目（研究指導を含む）を配置し、体系的かつ段階的な教育を行う。

CP3 各科目には前提科目（当該科目を履修するにあたって、事前に履修しておくことが前提とされる科目）と、推奨科目（当該科目を履修するにあたって、事前又は同時に履修することが推奨される科目）を明らかにし、相互の関連性を履修順序として明示したカリキュラムマップを整備することで、志望する高度会計専門職業人の職務領域の差異に対応する体系的な科目履修を可能としている。

（２）教育内容の強化

ア 高度会計専門職の養成

本研究科における教育の目標は、公認会計士や税理士を中心とする高度会計専門職に従事する人材を輩出することである。よって、いわゆる会計大学院としての存在意義と期待される社会的使命を鑑み、本研究科においては、公認会計士や税理士試験の試験範囲を網羅する「基本科目」に加えて、将来のあるべき高度会計専門職業人の養成を念頭においた「発展科目」及び「応用実践科目」を配置する。

また、2017年度からは、初学者にもわかりやすいカリキュラムを提示したうえで、修了時までには公認会計士試験（論文式）に必要な素養を身に着けさせ、さらには学術的な議論に基づいた双方向授業によって、会計大学院としての固有の教育内容と成果をもとに差別化を図る。これらの方策により、学部1・2年生の段階から着手する者に加えて、学部卒業前後から受験準備を開始することも容易となり、「付属校・学部・大学院」のいずれの段階からでも会計士を志望できるという、競合他校に類を見ない本学固有の特色を示すことが可能となる。

イ 会計専修コースと税務専修コース

2017年度からは、学生が目指すキャリアとそれに適合するカリキュラムをより分かりやすく明示するため、従来の「論文作成コース」を「税務専修コース」に改めるとともに、カリキュラムや修了要件等を見直す予定である。まず会計専修コースでは、公認会計士の育成を基本的な目的としながらも、従来からニーズがあった会計系の修士論文の作成も指導する。また、税務専修コースでは、税務の専門家の養成を基本的な目的とし、かつ、租税法系の修士論文の作成を指導する。

ウ 専門的知識、論理的思考力及び応用実践能力の涵養

本研究科では、ア及びイを踏まえて、学生が高度会計専門職業人として求められる専門知識と論理的思考力を修得し、かつそれらを応用実践できる能力を涵養するために、これらに適合した科目の設置をカリキュラム編成の方針とするとともに、この目的に沿った教育方法について毎年見直しを行う。

エ 職業倫理を重視した教育の充実

本研究科では、高度会計専門職業人として具備すべき職業倫理を重視し、「監査職業倫理」及び「経営倫理」の2科目を開講している。今後この2科目による倫理教育のみならず、他の設置科目においても倫理教育の視点からの教育を実践し、これに根ざした専門的知識に基づいて論理的思考を行うことができるように組織的な教育の展開を中期計画の一環として検討する。

オ 国際会計専門職業人の養成

グローバルな社会においては国際的に活躍できる高度会計専門職業人が求められることは言うまでもない。本研究科では、米国公認会計士の資格取得を視野に入れた「ファイナンシャル・アカウンティング」、「オーディティング アンド アテステーション」及び実践的な英語科目として「会計英語」、「ビジネス・イングリッシュⅠ」及び「ビジネス・イングリッシュⅡ」を配置することによりその充実を図っている。今後も当該関連科目のさらなる改善を図り、国際的に活躍できる高度会計専門職業人を養成する。

カ 国際会計研修の充実

オの一環として「国際会計研修」の科目を設けているが、2017年度以降においては、以下の点における改善を図るものとする。

「国際会計研修」においては、学生に会計理論を国際的な観点から学習させることを目的として、従前より海外教育機関と共同で国際会計プログラムを実施してきた。本研究科では2012年度より「国際研修委員会」を発足させ、さらには2013年度から本研究科における重要課題検討のために設置した「会計専門職研究科検討部会」に「国際・ICT 検討ワーキンググループ」を付置し、総合的視点からの当該科目運営の検討を行った。併せて2012年に延世大学校経営大学（Yonsei University School of Business：大韓民国）との間で本研究科独自企画である「明治大学 - 延世大学 IFRS ワークショッププログラム」実施に関する覚書を締結し、本研究科学生に対する国際性涵養のための教育施策の一途を切り拓いた。ただし、現時点では本プログラムは課外講座の位置づけであることから、速やかに単位化（2単位）に向けた検討を行い、正規科目化に向けた検討を図る。

キ 会計学統一試験の実施

本研究科では、多様な入学試験に加えて、入学直後に「会計学統一試験」を実施することで、全学生の会計学に関する基礎学力を把握している。特に、財務会計及び管理会計の基本科目は、段階学習が必要となるので、入学後の科目履修が円滑になるように、「会計学統一試験」の結果に合わせて履修指導を行う。

ク 入学前学習の強化

本研究科の授業においては、会計学の基礎学力は相当程度のレベルが求められるため、入学手続者に対し財務会計と管理会計を中心とした入学前学習を引き続き提供する。2016年度入学者より、従来の対面授業に加え、遠隔地の入学予定者も無理なく学習できるよう本学の e-Meiji システム（e-learning）を活用した結果、例年より歩留まり率が向上（入学辞退率が減少）したことから、今後も同システムを有効活用することとする。

(3) 教育方法のさらなる充実化と改善

ア 少人数で高品質の教育の提供

本研究科では、少人数で質の高い教育を行っている。これにより、学生がより高い学習効果を得られるように授業科目数及びコマ数を毎年精査する。

イ 理論と実務の架橋教育

全ての科目系において、研究者教員と実務家教員の両者を配置している。これにより理論と実務の架橋教育を実践し、学生が、同一のテーマについて二つの側面にアプローチすることを可能にしている。そのため、実務家教員には公認会計士や税理士の資格及び職務経験を有する者を専任教員、特任教員及び兼任教員として任用している

ウ 科目特性に基づく教育課程及び授業の方法等の見直し

会計大学院はその設立趣旨に照らし、各種資格試験に直結する学習指導とは一線を画した教育内容を特徴とする教育機関であることが期待され続けてきたが、一方においては、いわゆる資格試験合格者数及び合格率が社会的評価及び学内評価の基準とされてきた。こうした状況を踏まえて、会計大学院としての存在意義を対外的・対内的に示し、不確実な環境のなかで採りうる施策を着実に実行する必要がある。

今後は、会計大学院としての固有の教育内容と成果を積極的にアピールすることが不可欠であり、そこで、本研究科の学則ならびに過年度に策定されたアクションプラン「公認会計士育成に強い会計大学院というイメージの再確立による志願者の確保」に基づき、学術的な議論に基づいた双方向授業や有職社会人など初学者にもわかりやすいカリキュラムを対外的に明示して差別化を図るように努める。

エ 社会人の学び直し支援

本研究科では、高度会計専門職業人の養成という固有の目的に照らし、2017年度より有職社会人を積極的に受け入れることとし、同年度より大幅なカリキュラム改正を予定している。それに伴い、社会人が働きながら修学できるよう、メディア授業（e-learning）の導入と対面授業（平日夜・土曜日）を開講することを教授会で決定した。また、それに先駆けて、2015年度と2016年度には、対外的にJMOOC講座「会計プロフェッショナル入門」を開講し、多くの受講者を得た。さらに、2016年度はメディア授業6科目を先行導入することとし、2016年6月現在、ほぼ収録を終えている。2017年度は11科目を開講し、2018年度以降は更にその開講科目数を拡充させていく予定である。

オ 学部・他研究科等との連携強化

本学の学部生の中には公認会計士試験の受験希望者が多いことから、本研究科への入学を希望する優秀な学部生に対する先取り授業（「先取り履修」）を本学商学部と開始した。先取り授業により受講した科目の単位は、入学後当該学生の単位と認定されることとなる。今後は中期計画として、より優秀な学生の確保を視野にいれ、積極的に本学学部との連携を強化するとともに、先取り授業制度の拡充を図る。またこの点においては、研究科を上位機関として有する各学部からの格別の理解を得ることが不可欠であることから、この点を踏まえた学部との連携のあり方について積極的に探る。

また、2017年度より社会人を受入れるためのカリキュラム改正の一環として、グローバル・ビジネス研究科やガバナンス研究科等との科目履修を一部認めることを検討する。当研究科で平日夜・土曜日に設置する科目数は限りがあり、他研究科の科目を履修できることは、学生の科目履修の選択肢の

増加につながることを期待される。

(4) FDの継続的な実施

本研究科では、授業改善のための方策について、毎月1回FD委員会を開催し、基本的な教育方針の策定、カリキュラムの設定や改善、教育方法に関する教員の相互研鑽等々を行ってきている。過年度においては、学生の視点からとらえた研究科改善施策に関する「学生によるFDのためのプレゼンテーション」を試験的に実施し、その効果については一定の評価が確認されたことから、今後も教職員及び学生との共同による拡大されたFD活動の定着を図る。

また、独自にアンケート委員会を設置して学生による「授業評価アンケート」と「研究科全体に対するアンケート」を実施することによって、より良い授業の展開や学生との意思疎通の円滑化を図るとともに、その結果については、その都度、公開することで学生へフィードバックすることで、透明性の確保に努める。

今後こうした諸施策の実施により、授業改善、学生の学習意欲の増進、適切な成績評価など、適切な教育を行うために必要な課題に積極的に取り組むとともに、アンケートの設計、実施方法、公開のあり方などに関するさらなる工夫を講じることとする。

(5) 特別研究者制度及び在外研究員制度

専門職大学院としての特性、及び教員数が限られていることから、特別研究者制度規程及び在外研究員規程に基づく教員の派遣に関しては、長期派遣が困難を極めているのが現状である。しかし、教員のさらなる教育研究の向上に期する本機会の重要性を鑑み、本制度の積極的な活用を可能とする環境整備に努めるものとする。

4 学生の受入れ

(1) 入学者の受入方針

当研究科教授会において、2017年度におけるアドミッション・ポリシーは次のとおりとすることを決議している。高度会計専門職業人を育成するという会計大学院としての社会的使命を全うすべく、今後も必要に応じ、不断の見直しを図っていく。今後も募集条件や教育目的を明確にしたアドミッション・ポリシーの見直しや、早期修了制度の実施などの検討を行うとともに、決定した事項については速やかに受験生等に広報を行う。

(2) 会計大学院を取り巻く環境と入試改革

会計大学院を取り巻く環境について言及するならば、わが国における会計制度のあり方に関する見直しと、それらの教育・普及の一環として新たな教育機関として設置されたのがわが国の会計大学院である。今後ますます進展する世界経済のグローバル化のなかで、たとえばIFRS適用企業の急激な増加にみられるように、会計大学院による教育はますます重要度を増しており、寄せられる期待は何ら変わることはない。こうしたことから、本研究科での修学の機会を求めた後、所定の能力を備えた人材として本研究科修了生が広く社会で活躍している現況を鑑み、本研究科が掲げる理念と求める人材像については、広く社会の要請に応えうるものであると確信し、今後も引き続き、その一翼を担うべき高度会計専門職業人の育成と輩出に努めていくものである。

本研究科における志願状況についてはここ数年厳しい状況が続いているが、これまで2013年度から学内選考入試の実施回数増、2014年度の2コース制の導入、2015年度入試の「特別奨学生入試」の導

入、2016年度入試では「自己推薦入試」を導入するなど、カリキュラム改革、入試改革を絶えず行ってきた。その結果、2016年度の入学者は前年度比5名増の35名、定員充足率も前年41.3%から43.1%にわずかに改善した。

(3) 学部生への対応

本研究科では、本学の商学部、経営学部、政治経済学部などを始め、学内の優秀な学生を今後とも積極的に受け入れるため、学内向け広報の強化と学内選考試験を引き続き実施する。併せて、現在商学部の学生のみを対象とした本研究科設置科目の「先取り履修」を引き続き実施するものとし、さらに他学部への同制度の拡大を積極的に図ることを中期計画とする。より具体的には、会計学の入門科目として「財務会計の原理Ⅰ・Ⅱ」を開講し、学部生が履修しやすいように、2017年度から導入される授業時間割に合わせて夜間に設置する予定である。また、経理研究所と連携したうえで実態を調査し、受験準備をしている学部卒業生に対して、公認会計士試験短答免除等の会計大学院のメリットを周知できれば、本研究科ならびに明治大学全体にとっても効果は大きいと考えられる。

(4) 有職社会人への対応

日本公認会計士協会の調査（「会計専門職人材調査に関する報告書」）によれば、全体の公認会計士受験生は減少傾向にあるものの、社会人の受験者は増加傾向にあり、他の会計大学院では、入学希望者が増加に転じている例もある。本研究科における2017年度の昼夜開講・メディア授業の展開は、こうした層に対応するものであり、引き続き、効果を検証する。

5 学生支援

(1) 修学支援の方針

ア 演習講座の開講

高度専門職業人にとって基本的な素養となる日商簿記1級・全経上級の対策講座を開設する。さらに、公認会計士試験に合格するには、財務会計論・管理会計論・監査論といったコア科目の強化が不可欠である。しかし、本学には、現在、当該コア科目の答案練習を行う機関がないため、正課以外に、たとえば、個々の受講生に対応した論文式の添削指導を行う演習講座を開設することが必要になる。そこで、教育補助講師と連携しながら、当該講座を担当する外部講師を確保する。

イ 合格報奨金制度

当研究科の学生が、在学中に公認会計士試験や税理士試験に合格するためのインセンティブとして活用するのみならず、日商簿記検定等の外部資格を取得することで、社会一般に高く認知された高度会計専門職業人として修了してくことを支援するため、合格報奨金制度を引き続き実施する。

ウ 教育補助講師の採用

学生の教育面でのサポートをするために、教育補助講師制度を採用している（2016年6月現在：4名）。いずれも公認会計士試験合格者や大学院博士後期課程修了者など一定の専門能力を有する者である。

教育補助講師は、学生からの学習相談に応じるとともに、教員の指示による教材・演習問題の作成や、教員が講義中に課したレポートの添削などの教育業務に従事しており、本研究科運営において不可欠の存在と位置づけられる。よって今後も一定水準以上の能力を有する教育補助講師の確保及び充足を図る。

エ 院生共同研究室

本研究科の院生共同研究室は、今後も引き続き、駿河台キャンパス14号館4階及び5階に十分なスペースを確保する。

(2) 進路支援の方針

ア 公認会計士試験受験の支援

公認会計士試験受験までの学力の維持の観点において、本研究科入学後から公認会計士試験受験までの支援制度を充実させることは、喫緊の課題である。主な課題としては、経理研究所との協力体制の強化及び修了後から公認会計士試験受験までの継続的な学習支援を図る必要性があり、公認会計士試験受験に向けた支援策の検討と実現に努める。

イ 就職活動の支援

本研究科の学生の中には、高度会計専門職業人としての公認会計士を志望する者のみならず、公務員、企業における経理担当専門職を志望する者も少なくない。

そのような学生を高度会計専門職業人として輩出していくために、研究科創立時よりキャリアコーディネーターを設け、学生の就職活動支援の一翼を担うとともに、今後もこれらの活動の充実化と拡大を図るよう努める。

ウ 修了生組織の充実

本研究科には、すでに修了生組織が存在しているが必ずしも十分な機能が発揮されていない。教員のみならず修了生からの支援の活用により、在学生への学習面及びキャリア形成の支援を行うことは有用である。今後は中期計画として、修了生組織の編成と、修了生による運営に対し、研究科として支援するよう努める。

6 社会連携・社会貢献

(1) 特別講義の公開

外部研究者や各界有識者を講師とする特別講義については、実施にあたっては一般公開しており、地域住民を中心とした社会の知的好奇心に応えうる知見の提供を果たしている。今後もより多様な知見を提供すべく、講師陣容の充実を図る。

(2) 公開授業の実施

本研究科教員と学生による、小学生を対象とした「夏休み社会教室」及び、日本聾話学校中学部生徒を対象とした「経営・会計教室」（訪問授業）、社会的養護（児童養護施設と里親養育）の高校三年生を対象とした「会計・税務講座」を引き続き実施することにより、本研究科が有する知的資産の社会への還元と貢献を図る。

7 内部質保証

(1) 自己点検・評価の推進

本研究科は、研究科教授会にFD委員会を設置し、教育全般について定期的に自己点検・評価を実施している。当該委員会は自己点検・評価の結果に基づき報告書を作成し、全学自己点検・評価委員会へ提出している。

自己点検・評価結果の活用については、会計専門職研究科長が中心となって、研究科教授会において点検・評価の結果に基づき具体的な改善案を策定し、次年度の教育研究計画に反映させ、このことにより、自己点検・評価を単なる現状の調査・把握に終わらせることなく、点検→評価→改善案の策定→改善の実施→点検のサイクルに乗せていく。また、こうして得られた自己点検・評価結果は、外部評価機関による評価の際の基礎資料としても活用する。なお、本研究科は大学基準協会による認証評価を2010年度に受け、適合しているとの評価結果を、勧告が一切ない形で得た。なお、2014年度に第2回目を受審し、適格との承認を得ることができた。

(2) 外部評価に対応した教育内容の充実と透明性の確保

本研究科は、学校教育法の規定並びに文部科学省の設置審査の趣旨に沿って外部の認証評価を受けることを義務付けられているが、その評価に対応できる教育内容の充実を図るとともに、シラバスの作成・公開、教材の保存、学生の成績判定方法の明確化、学生による授業評価と結果の公表を実践することにより、教育内容を明示し、透明性を確保している。

(3) 情報公開・説明責任

本研究科の「人材養成その他の教育研究上の目的」、入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については、研究科ホームページやガイドブック等で公開することにより、広く一般に周知を行っている。

また、アンケート委員会を設置し、定期的に研究科アンケート及び授業評価アンケートを実施している。アンケート結果は、教授会、教員連絡会の場で周知・公開したうえで、授業評価アンケート結果報告書や研究科アンケートへの回答を作成し公開することにより、より良い授業の展開や学生との意思疎通の円滑化を図っている。また、今後のFD委員会の取組みとして、このアンケート結果を教員個人単位ではなく、組織としてどのように教育課程に反映させていくか、もしくはどのように反映させたかについて検証を行い、その検証結果を広く公開することにより社会的責任を果たす。

以上

2. 計画実現のための取り組みについて

(1) 教員の任用について

本研究科は、2017年度5月1日現在、専任教授11名、専任准教授1名及びみなし専任教員である特任教授2名の14名から構成され、専門職大学院の設置基準を十分に満たしている。

(2) あるべき研究科への状況回復のための取り組み

公認会計士をめぐる制度ならびに社会的状況の変化に伴う本研究科を取り巻く環境の変化が本研究科への志願者の急激な減少の一因となっていることを踏まえ、2014年度から公認会計士の養成を主たる目的とする「会計専修コース」と、税理士及びその他の会計専門職業人ならびに経営・会計領域における専門家志望者への対応を主たる目的とする「論文作成コース」の2コースからなるコース制を導入し、2017年度からは後者を「税務専修コース」に名称変更し、修了要件も一部見直した。

このような学生指導体制は、当該の学生のみならず担当教員の教育・研究能力の向上という点においても非常に有用である。また理論及び実務教育が必要とされる本研究科の教員の資質向上は重要な中長期的課題である。本研究科では、その具体的施策として、2013年度後期から専任教員相互による「相互授業参観」を実施するとともに、2014年度からは兼任教員も含めた全教員にその対象を拡大することにより、教育の質のさらなる向上に努めている。2016年度は秋学期に実施し、17科目に関する回答を得た。なお概要及び結果については研究科長による総括「2016年度秋学期「授業相互見学」について」として教員にフィードバックし、次期の授業運営の参考に付している。

また、授業評価アンケートのフォローアップとして、アンケート結果に対する改善プランを各専任教員から研究科長宛てに回答（秋学期実績：20名62科目）させるとともに、研究科長からの総括として「2016年度 秋学期（授業評価アンケートリフレクションシート）について」として教員にフィードバックし、次期の授業等に反映させることとしている（評価の視点1-8）

（3）高度会計専門職業人に求められる資質としての国際性の涵養に向けた取り組み

本研究科では、高度会計専門職業人に求められる資質としての国際性の涵養を鑑み、「国際会計研修」を実施し、学生に会計理論を国際的な観点から学習させることを目的として、従前より海外教育機関と共同で国際会計プログラムを実施してきた。

本研究科では2012年に延世大学校経営大学（Yonsei University School of Business：大韓民国）との間で本研究科独自企画である「明治大学－延世大学IFRSワークショッププログラム」実施に関する覚書を締結し、本研究科学生に対する国際性涵養のための教育施策の一途を切り拓いた（評価の視点1-8）。なお、本プログラムはこれからの高度会計専門職業人を志望する本研究科学生に国際性を涵養することを目的とするものであることから、今後は必ずしもIFRSに限定されない広義の教育内容とするよう見直しを加えるとともに、2017年度からは課外講座から単位認定科目として正規科目化した。なお、2016年度は参加者がいなかったため、未実施とした。（評価の視点1-8）。

【1 使命・目的・戦略の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

①高度会計専門職業人の育成という使命の行使に耐えうる研究科組織の強化

本研究科は、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」（明治大学専門職大学院学則第1条）のもと、会計領域におけるプロフェッショナルの養成を目的としている。本研究科における学生定員は、入学定員80名（収容定員160名）であるが、最近の公認会計士志願者の大幅な減少を受け、本研究科志願者についても大きく減少している。

については、可及的速やかに本研究科所定の定員の確保と充足に向けた改善が不可避の課題とされる。

②高度会計専門職業人に求められる資質としての国際性の涵養に向けた取り組みにおける課題

本研究科では、高度会計専門職業人に求められる資質としての国際性の涵養を鑑み、「国際会計研修」を実施し、学生に会計理論を国際的な観点から学習させることを目的として、従前より海外教育機関と共同で国際会計プログラムを実施してきた。しかしながら公認会計士試験実施時期との兼ね合いや、専門職大学院特有の高密度の時間割編成等の問題から、必ずしも十分に参加者を確保するには至っていない。本研究科ではこのような事態に鑑み、「国際会計研修」の定期実施を一時中止し、その代替的措置として2012年度後期より、延世大学校経営大学院との提携による「明治大学－延世大学

IFRS ワークショップ」プログラムを課外講座として実施している。

③FD 活動の活性化と機能化

本研究科では毎月 1 回以上の FD 委員会を開催 することで、FD 活動の改善に向けた努力をしている。具体的な検討課題としては、高度会計専門職業人の養成を念頭においたカリキュラムの更新及び改善に向けた検討、当研究科志願者の増員に向けた研究科としての訴求力の向上等に関する検討であり、今後は、現在、FD 活動の一環として専任教員に対して実施している授業評価アンケートのフォローアップをより強化させることと、教員の教育指導能力のさらなる改善に向けた新たな施策を講ずることが必要とされる。

(2) 改善のためのプラン

①高度会計専門職業人の育成という使命の行使に耐えうる研究科組織の強化に向けた改善

本研究科では、志願者の急激な減少事態に直面するなかで、本研究科所定の定員の確保に向けた改善の一策として、2013 年度から 2015 年度において、教授会のなかに「会計専門職研究科検討部会」を設置し、さらに具体的な作業グループとして、「カリキュラム検討ワーキンググループ」、「入試・広報制度検討ワーキンググループ」、「国際・ICT 検討ワーキンググループ」、「キャリア支援ワーキンググループ」、「自己点検・認証評価対応ワーキンググループ」を設置し、本研究科が直面する喫緊の課題の克服と改善に努めた。

本研究科では単に公認会計士試験の受験勉強に役立つ科目と教育内容を教授するだけではなく、公認会計士を中心とした会計専門職業人の養成をつねに念頭におき、専門職大学院にふさわしい高度な会計専門教育を行えるようなカリキュラム編成、教育内容、教育方法の改善に努めており、その一策として、2014 年度より「会計専修コース」及び「論文作成コース」の 2 コース制を導入した。加えて今後は、有職社会人の修学の機会の拡大を目的として、カリキュラム及び授業時間の見直しと受講方法の改善を検討することとし、2016 年度からの秋学期からのメディア授業 (e-learning) 科目の配置と 2017 年度からの平日夜間開講及び土曜日開講を含めた拡大実施を決定した。

②高度会計専門職業人に求められる資質としての国際性の涵養に向けた取り組みにおける課題に対する改善

本研究科が実施する「国際会計研修」に関し、一定数の学生の参加を容易とするべき改善に向けた施策として、2012 年度からの「国際研修委員会」の設置、2013 年度からの「国際・ICT 検討ワーキンググループ」の設置による総合的視点からの検討を行うとともに、2012 年に延世大学校経営大学 (Yonsei University School of Business: 大韓民国) との間で本研究科独自企画である「明治大学 - 延世大学 IFRS ワークショッププログラム」実施に関する覚書の締結により、本研究科学生に対する国際性涵養のための教育施策の一途を切り拓いてきた。なお、本プログラムはこれからの高度会計専門職業人を志望する本研究科学生に国際性を涵養することを目的とするものであることから、今後は必ずしも IFRS に限定されない広義の教育内容とするよう見直しを加える。これにともない 2017 年度より課外講座から単位認定科目として正規科目化した。

③FD 活動の活性化と機能化にむけた改善

本研究科におけるFD活動の一環として実施している授業評価アンケートについては、授業評価アンケートに示された学生からの評価項目について、各専任教員が改善プランを研究科長に提出するとともに、研究科長からの総括として「2016年度 秋学期〈授業評価アンケートリフレクションシート〉について」として教員にフィードバックされ、関連情報を教員間で共有している。具体的には、各授業における学生からの改善要望点を教員間で情報共有することで今後の授業改善に反映させ、個々の教員による授業改善努力や「気づき」を共有することで研究科全体としての教育力のさらなる向上に結び付けている。また、専任教員相互による「相互授業参観」についても従前より実施しているが、今後も引き続きこれらの充実化をもとに、研究科としてのFD活動の活性化を図るよう努める。

こうしたなかにおいて、本研究科では公認会計士試験の受験勉強に直結する科目と教育内容を教授するだけではなく、公認会計士を中心とした会計専門職業人の養成をつねに念頭におき、専門職大学院にふさわしい高度な会計専門教育を行えるようなカリキュラム編成、教育内容、教育方法の改善に努めており、その一策として、2014年度より「会計専修コース」及び「論文作成コース」の2コース制を導入した。加えて今後は、有職社会人の修学の機会の拡大を目的として、カリキュラム及び授業時間の見直しと受講方法の改善を検討することとし、2016年度からの秋学期からのメディア授業（e-learning）科目の配置と2017年度からの平日夜間開講及び土曜日開講を含めた拡大実施を決定した。

2 教育の内容・方法、成果等

(1) 教育課程等

項目4：学位授与方針

各経営系専門職大学院は、固有の目的に則して、学習成果を明らかにするため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を立てることが必要である。

<評価の視点>

2-1：学位授与方針は明文化され、学生に周知されていること。〔F群〕

<現状の説明>

1. 学位授与方針の周知

本研究科は、明治大学専門職大学院学則別表3の目的に則り、会計専門職研究科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、その目指すべき人材像である高度会計専門職業人が備えるべき資質と能力を示し、その具体的な到達目標を掲げている。ディプロマ・ポリシーは、教授会、専門職大学院委員会、教務部委員会等の学内審議を経て機関決定され、便覧やシラバスに明文化し、新入生ガイダンス等において学生に対して十分な周知を行っている。また、これらの情報をホームページでも公開し、一般社会へも周知している（評価の視点2-1）。

なお、ディプロマ・ポリシーは、毎年、社会の要請に即した内容となっているかを常に検証し更新している。なお、2017年度カリキュラム改編にあわせ、2017年度のディプロマ・ポリシーの改正案は2016年6月13日の専門職大学院委員会で承認され、その後、学内外に公開している。

会計専門職研究科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

明治大学専門職大学院会計専門職研究科が授与する学位は、「会計修士（専門職）」（Master

of Accountancy) であり、修了時点において修得が期待される能力と要件は以下のとおりである。

明治大学専門職大学院会計専門職研究科が授与する学位は、「会計修士(専門職)」(Master of Accountancy) であり、修了時点において修得が期待される能力と要件は以下のとおりである。

DP1 高度会計専門職業人として不可欠の高い専門知識と技能及び情報技術への対応力を修得していること。

DP2 高度会計専門職業人として社会に貢献するため社会常識と倫理意識に基づく適切な判断と行動が行えること。

DP3 高度会計専門職業人として期待される国際的業務への対応力及び実践的で高度な問題解決能力を修得していること。

本研究科では、高度会計専門職業人としてのこれらの能力を修得するために、「会計専修コース」は2年以上在学し、会計学(財務会計、管理会計、監査)を中心とした所定の48単位を修得することを修了要件とする。「税務専修コース」は2年以上在学し、税法を中心とした所定の48単位を修得することを修了要件とする。

項目5：教育課程の編成

各経営系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。

教育課程の編成にあたっては、経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命(mission)を果たすためにも、学位授与方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を立てることが必要である。また、その方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、社会からの要請に応え、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成に配慮することが求められる。さらに、それぞれの固有の目的を実現するために必要な科目を経営系各分野に応じて、系統的・段階的に履修できるようバランスよく配置することが必要である。そのうえで、特色の伸長のために創意工夫を図ることが望ましい。

<評価の視点>

2-2：理論と実務の架橋教育である点に留意した教育課程の編成・実施方針を立て、次に掲げる事項を踏まえた体系的な編成になっていること。(「専門職」第6条) [F群, L群]

(1) 経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命である、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門知識(戦略、組織、マーケティング、ファイナンス、会計など)、思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材を養成する観点から適切に編成されていること。

(2) 経営系各分野の人材養成の基盤となる科目、周辺領域の知識や広い視野を涵養する科目、先端知識を学ぶ科目等が適切に配置されていること。

(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう適切に配慮されていること。

2-3：社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。 [F群]

2-4：固有の目的に即して、どのような特色ある科目を配置しているか。 [A群]

<現状の説明>

1. カリキュラム・ポリシー

本研究科では、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を、ディプロマ・ポリシーと同様に、教授会、専門職大学院委員会、教務部委員会等の学内審議を経て機関決定し、学生に対しても便覧やシラバスに明記することで十分な周知を行うとともに、一般社会にもホームページにより公開している。また、社会の要請に即した内容となるよう常に見直しを行っている。

会計専門職研究科の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

明治大学専門職大学院会計専門職研究科では、高度会計専門職業人を養成するという理念と信念のもとに、高度の専門知識と職業的倫理観を有し、会計、監査、税務及び経営・ファイナンスの専門家としての技能や、情報技術への対応力を具備し、理論と実務の架橋教育を通じ、国際的業務への対応力及び実践的で高度な問題解決能力を有した人材の育成を目的とする。

本研究科における教育課程編成及び実施方針は以下のとおりである。

CP1 本研究科が想定する高度会計専門職業人とは、①公認会計士、②企業等の民間部門若しくは国・地方公共団体等の公的部門における会計専門職、③税理士、④会計、監査、租税及び経営・ファイナンス分野における研究者を指す。本研究科では、こうした高度会計専門職業人の養成を目的として「会計専修コース」及び「税務専修コース」を設置する。

CP2 設置科目を学問系統別（財務会計系、管理会計系、監査系、企業法系、租税法系、経営・ファイナンス系）に区分し、各系に属する基礎科目、基本科目、発展科目、応用実践科目（研究指導を含む）を配置し、体系的かつ段階的な教育を行う。

CP3 各科目には前提科目（当該科目を履修するにあたって、事前に履修しておくことが前提とされる科目）と、推奨科目（当該科目を履修するにあたって、事前又は同時に履修することが推奨される科目）を明らかにし、相互の関連性を履修順序として明示したカリキュラムマップを整備することで、志望する高度会計専門職業人の職務領域の差異に対応する体系的な科目履修を可能としている。

2. 科目編成

本研究科では、高い倫理観に基づく判断力を備え、会計に関する論理的思考力及び高度の専門知識を有する高度会計専門職業人の養成を社会的使命とする会計大学院として配置すべき科目を、財務会計系、管理会計系、監査系、企業法系、租税法系、経営・ファイナンス系の6つの系に分類・明示することにより、学生が各領域を体系的に学ぶことができるようにしている（評価の視点 2-2 (1)）。特に、高度会計専門職業人を養成するための基盤となるのは、財務会計系、管理会計系、監査系の3つであり、さらに、高い職業倫理観を養成する科目として、「監査職業倫理」と「経営倫理」を設置している。

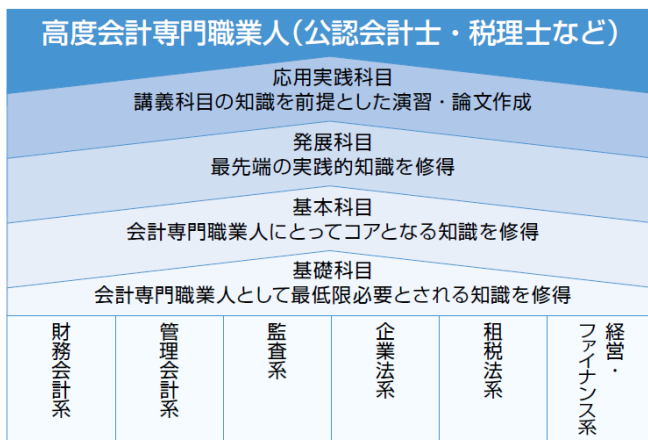
その他にも、企業活動のグローバル化に対応した高度会計専門職業人を養成するために必要となる科目として「国際会計基準」と「アメリカ会計制度」、英語を主体とする専門科目として「ファイナ

ンシャル・アカウンティング」と「オーディティング アンド アテステーション」，学生の語学力の向上を企図したネイティブ・スピーカーによる「ビジネス・イングリッシュⅠ・Ⅱ」を設置している（評価の視点 2-4）。また，高度会計専門職業人にとって必要な周辺知識を涵養するため，企業法，租税法，経営・ファイナンスに係る科目とともに，統計学や経済学などの科目を共通科目として設置している（評価の視点 2-2（2））。さらに，思考力や分析力及びコミュニケーション能力等の修得を可能とさせるカリキュラムとして，6つの系のそれぞれにおいて「ケーススタディ」を配置している。当該科目では，事例研究を主たる内容とし，ケースに関する情報収集及び分析力，討議能力及びプレゼンテーション能力の向上を目的とすることで，高度会計専門職業人に求められる能力の修得を可能としている（評価の視点 2-2（1））。

以上の設置科目は，「基本科目」，「発展科目」及び「応用実践科目」に分類され，学生による履修が段階的に行われるように整理されている。基本科目には，高度会計専門職業人として最低必要とされる知識やスキルを教育するための科目を配置している。発展科目には会計専門職業人として本来必要となる知識やスキルを教育するための科目を配置し，その中で特に学生が履修すべき科目を選択必修科目として区分している。応用実践科目には最先端の実践的知識やスキルを教育するための科目を配置している（評価の視点 2-2（3））。なお，2017年度からは，従来の3段階から，「基礎科目」，「基本科目」，「発展科目」及び「応用実践科目」の4段階に見直し，さらに履修プロセスがわかりやすくなるように配置する予定である。その概略を示すと，以下の系及び科目構成図となる。

〈系及び科目構成図〉

【会計専門職研究科カリキュラム構成】



3. 教育課程の編成における工夫

各系に設置されている「ケーススタディ」では，思考力，分析力，コミュニケーション力を修得させ，高い職業倫理とより実践的なスキルの醸成を図っている。またそれぞれの分野の第一線で活躍している専任教員（みなし専任教員である特任教員も含む）の指導によって，理論と実務の架橋教育を実践している。他に，実践教育の一環として次の課外活動を行っている。

- ① 会計大学院協会と日本公認会計士協会との間で実施されるインターンシップ・プログラムに参加し，積極的に学生を派遣している。2016年度には3名の派遣を行った。
- ② 会計，監査界の第一線で活躍されている方々を招聘し，特別講義を実施している。2016年度は次のとおり4回実施した。

	回数	担当	日時			場所	テーマ
			月	日(曜日)	時間		
春学期	1	大島正克	7月	1日(金)	18:00~19:30	309F	中国企業の管理会計
	2	弥永真生	7月	14日(木)	18:00~19:30	308E	IFRSの単体導入は現実的か
秋学期	1	廣本敏郎	12月	8日(木)	16:20~17:50	308E	公認会計士の役割期待
	2	田口聡志・薄井彰	3月	22日(水)	15:00~18:00	308E	「未来の社会をデザインするー実験社会科学研究のこれから」 「会計制度の経済分析ー計量的・歴史的アプローチによる実証研究」

③ 2012年に延世経営大学（Yonsei University School of Business:大韓民国）との間で「明治大学ー延世大学 IFRS ワークショッププログラム」実施に関する覚書を締結し、本研究科学生に対する国際性の涵養を図っている。

④ 会計関連科目に関する一定のアウトプット力を身につける必要から、各種演習講座を開設している。

項目6：単位の認定，課程の修了等

各経営系専門職大学院は、関連法令に沿って学習量を考慮した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修するための措置をとらなければならない。

単位の認定，課程の修了認定，在学期間の短縮にあたっては、公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示した基準・方法に基づきこれを行う必要がある。また、授与する学位には、経営系各分野の特性や教育内容に合致する名称を付すことが求められる。

<評価の視点>

2-5：授業科目の特徴，内容，履修形態，その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む。）等を考慮して，適切な単位が設定されていること。（「大学」第21条，第22条，第23条）〔L群〕

2-6：各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため，学生が年間又は各学期に履修登録できる単位数の上限が設定されていること。（「専門職」第12条）〔L群〕

2-7：学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位や当該経営系専門職大学院に入学前に修得した単位を，当該経営系専門職大学院で修得した単位として認定する場合，法令上の規定に沿って，当該経営系専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われていること。（「専門職」第13条，第14条）〔L群〕

2-8：課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数が，法令上の規定に沿って適切に設定されていること。（「専門職」第2条第2項，第3条，第15条）〔L群〕

2-9：課程の修了認定の基準・方法が，学生に周知されていること。（「専門職」第10条第2項）

2-10：在学期間の短縮を行っている場合，法令上の規定に沿って設定されていること。また，その場合，固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされていること。（「専門職」第16条）〔L群〕

2-11：在学期間の短縮を行っている場合，その基準・方法が，学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示されていること。また，明示された基準・方法は，公正かつ厳格に運用されていること。〔F群〕

2-12：授与する学位には，経営系各分野の特性や教育内容に合致する適切な名称が付されていること。（「学位規則」第5条の2，第10条）〔F群，L群〕

<現状の説明>

1. 適切な単位の設定

本研究科は、以下の専門職大学院学則 25 条の定めに従い単位の設定を行い、同 29 条に従いその認定を行っている。

本研究科における授業時間は、2016 年度までは 90 分の授業を必ず 15 回行うことで 1350 分の授業時間を確保し、予習復習を加えた時間数をもって、法令上の単位認定に必要な基準を満たしている。また、学修時期が 2 年間のうち特定の時期に偏らないよう、各学期に履修登録できる上限単位数を 18 単位までと学則上に定めている。（評価の視点 2-5）。

なお、本研究科では、在学期間の短縮は行っていないが、今後、有職社会人を受け入れるにあたり、その有効性も検証しながら、必要に応じ検討していく予定である。（評価の視点 2-10）。

【明治大学専門職大学院学則】一部抜粋

（必要単位数等）

第 25 条 本専門職大学院の修了に必要な単位数は、30 単位以上とする。

2 各研究科の授業科目、単位数及び履修方法等については、別表 1 及び別表 1 の 2 のとおりとする。

3 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で各研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で各研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して各研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

（省略）

（単位の授与）

第 29 条 本専門職大学院は、履修した授業科目の試験の成績及び当該授業への日常の取組みと成果を総合的に評価し、これに合格した場合には、所定の単位を与える。

2. 履修登録できる単位数の上限

各学期に履修できる単位数の上限を 18 単位とし、学生が各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるための上限設定を行っている（評価の視点 2-6）。

3. 他の大学院で履修した授業科目について

学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位については、次の手順に基づき、教授会で認定の可否を判定している。

まず、他の大学院で修得した授業科目の単位の認定を希望する学生は、履修内容がわかる資料（シ

ラバス等)を添付して既修得単位認定願を提出する。次に、提出された各々の科目について、担当教員が中心となり、添付されたシラバス等により当該履修科目の授業内容を吟味し、単位認定の是非について判断し、是となった場合に認定の可否について教授会に提案する。教授会では、提案された内容につき最終的な判定を行う。以上の手順を経ることにより、教育上有益と認められ、かつ、その認定が法令等に基づいた経営系専門職大学院の教育水準及び教育課程としての一体性が維持されている(評価の視点 2-7)。

【明治大学専門職大学院学則】一部抜粋

(他の専門職大学院又は大学院における授業科目の履修等)

第26条 本専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、当該研究科教授会の議を経て、学生が他の専門職大学院又は大学院において履修した授業科目について修得した単位を、課程修了の要件として定める単位数の2分の1に相当する単位の範囲で本専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

- (1) 学生が外国の大学院に留学した場合
- (2) 学生が外国の大学院が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修した場合
- (3) 学生が外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を日本国内において履修した場合
- (4) 学生が国際連合大学の教育課程における授業科目を履修した場合
(入学前の既修得単位の認定)

第27条 本専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、当該研究科教授会の議を経て、学生が本専門職大学院に入学する前に専門職大学院(本専門職大学院を含む。)又は大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により認定することができる単位数は、本専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条により本専門職大学院において修得したものとみなすことができる単位数と合わせて、課程修了の要件として定める単位数の2分の1に相当する単位を超えないものとする。

3 前2項の規定により認定した単位は、本専門職大学院の課程修了に必要な単位数に算入することができる。

4. 修了認定について

学位授与に関わる基準及び審査手続等は、明治大学専門職大学院学則及び明治大学学位規程において明確に規定され、学生に周知されている(評価の視点 2-9)。また、単位修得要件と修了要件は、本研究科の便覧やガイドブック等に詳細に記載されており、学生に対しても十分に周知されている。さらに、新入生に対するガイダンスや2年生への進級時のガイダンス等においても、修了要件等の説明を行い、その周知徹底を図っている。

本研究科の修了要件は次のとおりであり、法令に従い適切に設定している(評価の視点 2-8)。

【明治大学専門職大学院学則(2016年度 別表1)】一部抜粋

- 1 修了に必要な単位数は、簿記の基礎及び原価計算の基礎を除き、48単位以上とする。
- 2 各コースにおける修了に必要な単位数は、それぞれ次のすべての条件を満たすよう修得しなければならない。
 - (1) 会計専修コース
 - ア 簿記の基礎及び論文指導を除き、財務会計系科目から12単位以上
 - イ 原価計算の基礎及び論文指導を除き、管理会計系科目から8単位以上
 - ウ 論文指導を除き、監査系科目から8単位以上
 - エ ケーススタディを4単位以上。ただし、財務会計系、管理会計系及び監査系のうちから2単位以上を修得しなければならない。
 - (2) 論文作成コース
 - ア 履修する論文指導の属する系の科目から18単位以上。ただし、ケーススタディ、論文指導Ⅰ、論文指導Ⅱ及び論文指導Ⅲは修得しなければならない。
 - イ ケーススタディを4単位以上
- 3 選択必修科目は、22単位以上を修得しなければならない。
- 4 財務会計系、管理会計系及び監査系の選択必修科目並びに経営・ファイナンス系の経営倫理のうちから16単位以上を修得しなければならない。
- 5 ケーススタディは、8単位を限度として修了に必要な単位数に含めることができる。
- 6 会計専門職研究科教授会が必要と認めた場合には、別表1の2に規定する研究科間共通科目を履修することができる。ただし、新規に履修する科目については6単位を限度とする。
- 7 前項の規定により修得した単位は、4単位を限度として修了に必要な単位数に含めることができる。
- 8 学期で履修できる単位数の上限は、18単位とする。
- 9 履修登録は学期の始めとする。
- 10 第26条、第27条及び第43条の規定に基づいて本専門職大学院の単位として認定を受けることのできる単位数は、10単位を限度とする。

5. 授与する学位について

本研究科においては、既に説明したディプロマ・ポリシーに鑑み、職業倫理に根ざした思考力及び会計に関する論理的判断力を修得した学生に対して「会計修士（専門職）」（Master of Accountancy）の学位を授与している。この学位の名称は、経営系分野の特性や本研究科での教育内容に合致する適切な名称である（評価の視点 2-12）。

(2) 教育方法等

項目7：履修指導，学習相談

各経営系専門職大学院は、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導、学習相談を行うことが必要である。また、履修指導、学習相談においては、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

なお、インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、

適切な指導を行うことが必要である。

<評価の視点>

2-13：学生に対する履修指導，学習相談が学生の多様性（学修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われていること。〔F群〕

2-14：インターンシップ等を実施する場合，守秘義務等に関する仕組みが規程等で明文化され，かつ，適切な指導が行われていること。〔F群〕

2-15：固有の目的に即して，どのような特色ある取組みを履修指導，学習相談において行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 学生に対する履修指導

本研究科では，新入生に対し，入学前と入学直後にガイダンスを行い，各学生の多様なバックグラウンドや希望進路に配慮して，それぞれのキャリアに応じた履修計画や学習方法等に関して詳細な指導を行っている。指導の際には，会計専門職研究科便覧に掲載している履修モデルをもとに，学習習熟度にあわせた指導を行っている。また，各学期の履修登録期間には，専任教員がオフィスアワーの時間を利用して履修相談を重点的に行っている。具体的には，特に新入生に対する履修相談に力を入れ，それぞれの要望及び能力に応じた履修ができるよう，各学生の学力，希望進路等を考慮して対応している。

また，2年生に対しては進級直後にガイダンスを実施して，1年間の学習経過や成績等に対応した新年度の履修計画や学習方法等に関して詳細な指導を行っている。なお，成績不良者に対しては，個別に呼び出したうえで，履修計画や学習計画等に関する個別指導を行っている。

これらの他，授業期間中には専任教員及びみなし専任教員である特任教員が週に1コマのオフィスアワーの機会を設け，個別に学習支援を行っている。

このように，本研究科では学生に対し，教員による履修指導や学習相談体制が整備され，学生への学習支援を組織的，効果的に行っている（評価の視点2-13）。

2. インターンシップについて

日本公認会計士協会と会計大学院協会との間で実施されるインターンシップ・プログラムにも参加し，積極的に学生を派遣している。

派遣する学生は，希望者の中から書類審査（志望理由書）によって選考している。選考された学生には，本研究科独自の書式によるインターンシップ・エントリーシートの作成・提出を義務づけるとともに，インターンシップの趣旨を正しく理解しているか確認している。（評価の視点2-14）。

3. 特色ある取組み

本研究科では，簿記・原価計算の計算力問題に加え，会計学に関する理論問題も加えた「会計学統一試験」を，新入生に対して実施し，学生の総合的な習熟度を確認し，その結果を履修指導に役立てている。この「会計学統一試験」で一定の点数に満たなかった者に対しては，財務会計系及び管理会計系の導入レベル科目からの履修を課す一方で，より上位レベルの科目については同時履修を認めていない。

また，公認会計士試験合格者や博士後期課程修了者等を教育補助講師として採用し，学生からの学習相談に応じるなど個別指導を行っている。教育補助講師の任用資格は，博士の学位を有している者，すでに大学等において教育指導実績を有している者，公認会計士試験合格者等となっており，一定の

能力と基準を満たす者であることから、高い知見と技能に基づく学生指導が十分に期待できる。なお2016年度は4名の教育補助講師を配置した（評価の視点2-15）。

項目8：授業の方法等

各経営系専門職大学院は、教育の効果を十分上げるために、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入し、これを効果的に実施することが必要である。そのためには、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当な学生数で授業を実施しなければならない。また、事例研究、現地調査又は質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用することが必要である。その際、グローバルな視野をもつ人材養成を推進するための教育方法を導入することや固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

なお、多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合、又は通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としなければならない。

<評価の視点>

2-16：ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。（「専門職」第7条）〔L群〕

2-17：実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、ゲーム、シミュレーション、フィールド・スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態が採用されていること。（「専門職」第8条第1項）〔F群、L群〕

2-18：グローバルな視野をもった人材養成を推進するために、どのような教育方法が導入されているか。〔A群〕

2-19：多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としていること。（「専門職」第8条第2項）〔L群〕

2-20：通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としていること。（「専門職」第9条）〔L群〕

2-21：固有の目的に即して、どのような特色ある取組みを授業方法に関して行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 受講者数について

本研究科では、いずれの科目も1クラス最大20名前後で双方向授業を展開しており、高度会計専門職業人としての職業倫理に根ざした思考と論理的な判断を育成できるように設置されている（評価の視点2-16）。また、「論文指導Ⅰ」、「論文指導Ⅱ」及び「論文指導Ⅲ」は修士論文の作成を目的とする科目であり、指導効果を向上させるために学生数を概ね5名前後とするように配慮している。

2. 実践的な教育の充実

本研究科においては、実践教育の充実化をはかるために、まず各系に「ケーススタディ」を設置するとともに、4単位以上の修得を修了要件として定めている。「ケーススタディ」では、1クラスの受講者数を最大で20名に抑え、実務上問題となっているケースを題材として学生相互間が討論し、適宜、教員が助言することにより、思考力、分析力、コミュニケーション力を修得させ、高い職業倫理とより実践的なスキルの醸成を図っている。

加えて、従来から、財務会計系、管理会計系及び監査系においてそれぞれ演習科目を配置し、アウトプットを重視した実践的教育を実施してきた。さらに、2015年度のカリキュラム改訂では、これらに加え、企業法系、租税法系、経営・ファイナンス系においても演習科目を配置し、同様の実践的

教育を実施している。

また、第一線で活躍されている研究者を招聘し、学術研究の発展動向や社会からの要請に対応した特別講義を2016年度においては4回実施した。これらは正規の授業外のものであり、学生の多様なニーズに対応したものである。他にも監査法人とのインターンシップを毎年度行い、2016年度には3名の学生を大手監査法人へ派遣した（評価の視点2-17）。

3. グローバルな視野を持った人材育成について

本研究科は、開設当初から国際的な会計業務にも対応できる人材の養成を具体的な教育目標としていことから、「国際会計実務」、「国際会計基準」、「アメリカ会計制度」等の科目を設置し、国際社会において活躍しうる公認会計士の育成を旨としている。また、「ファイナンシャル・アカウンティング」、「オーディティング アンド アテステーション」など英語で教授する専門科目も充実させている。また、国際性の涵養を目的として、海外教育機関との連携を図るべく、正課外プログラムではあるが、2012年度に延世大学経営大学校（大韓民国ソウル特別市）との共同によるIFRS（国際財務報告基準）に関するワークショップにかかる覚書を締結した。以降、継続的に同プログラムへの参加を希望する学生を本研究科の専任教員が現地へ引率することで、学生の国際性の涵養に努めている（評価の視点2-18）。

4. 特色ある取組み

①倫理教育

本研究科では、設定した教育目標に適うように各授業科目において、教員自身の職業経験に裏打ちされた職業倫理に関する内容をその講義に含めている。さらにその充実を図るため、2010年度より、職業倫理を養う授業科目として「監査職業倫理」と「経営倫理」の2科目を設置している。

「監査職業倫理」は、特に高度の職業倫理を保持して監査を実施することが要請される監査人の職業倫理について、監査系科目を担当する専任教員が講義している。「経営倫理」では、企業不祥事が多発していることを受け、専任教員が企業経営において要請される経営倫理の問題について幅広く講義している。

②メディア授業

多様な学習形態を提供することで、学生の限られた学習時間を効率化し、また有職社会人にも学修の機会を提供することを目的に、2016年度秋学期より、メディア授業（e-learning）として6科目を導入した。2017年度は更に対象を拡大し12科目とする予定である。

<2017年度メディア授業対象科目（全12科目）>

原価計算の基礎、監査の原理、監査実施基準、監査報告基準、監査職業倫理、企業法の原理、会社法A、会社法B、相続税法、経営学の原理、経営管理、経営戦略

項目9：授業計画、シラバス

各経営系専門職大学院は、学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定することが必要である。また、シラバスには、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等を明示し、授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。なお、シラバスの内容を変更した場合は、学生にその旨を適切な方法で周知する必要がある。

<評価の視点>

2-22：授業時間帯や時間割等は、学生の履修に配慮して設定されていること。〔F群〕

2-23：毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等が明示されたシラバスが作成されていること。（「専門職」第10条第1項）〔F群、L群〕

2-24：授業は、シラバスに従って適切に実施されていること。また、シラバスの内容を変更した場合、学生にその旨が適切な方法で周知されていること。〔F群〕

<現状の説明>

1. 時間割等に係る学生への配慮

授業時間は、原則として、月曜日から金曜日の9時から17時50分までの5時限に配置し、さらに、学生の履修に配慮して、1つの時間帯にあまり多くの科目が配置されないように努めている（評価の視点 2-22）。また、租税法系を除く各系の演習科目を6時限に開講することにより、学生の履修の便宜を図った。

特別講義等の課外授業は、昨今の会計問題等を十分に理解することを目的として設置されるものであり、開講時間についても、正規の授業とは重複しないように配慮している。また、教育補助講師による課外の会計学系の演習講座も同様に配慮している。

2. シラバスについて

本研究科のシラバスには、「授業の概要・目的」、「授業内容」、「履修の注意点」、「教科書」、「参考書」、「成績評価の方法」及び「その他」という記述欄が設けられ、さらに全15回の授業方針が詳細に記入されるようになっており、それらは毎年更新されている。また、シラバス内容に変更があった場合には、授業時に説明するとともに本学独自の教育支援システムである「Oh-o! Meiji」において、シラバスの変更・周知を行っている。

授業そのものの内容やシラバスへの準拠性については、学生への授業評価アンケートの設問とすることで、その実態を把握している。なお、これらの回答結果については教授会やFD委員会において開示している。こうした授業評価アンケートの回答や検討からみる限り、ほとんどの授業はシラバスにしたがって適切に実施されていると判断される（評価の視点 2-23, 2-24）。

項目 10：成績評価

各経営系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持するため、成績評価の基準・方法を設定し、シラバス等を通じて学生にあらかじめ明示することが必要である。また、実際の成績評価においては、明示された基準・方法に基づいて公正かつ厳格に実施することが求められる。さらに、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入することが必要である。

<評価の視点>

2-25：成績評価の基準・方法が策定され、学生に周知されていること。（「専門職」第10条第2項）〔F群、L群〕

2-26：成績評価が明示された基準・方法に基づいて、公正かつ厳格に行われていること。（「専門職」第10条第2項）〔F群、L群〕

2-27：成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応するなど、適切な仕組みが導入されていること。〔F群〕

<現状の説明>

1. 成績評価基準

本研究科の成績評価の基準及び方法は、経営系専門職大学院の目的に応じて策定され、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示している。また、評点のうち、100～90点をS、89～80点をA、79～70点をB、69～60点をC、59～0点をF、未受験をTと評価している。合わせてGPA評価を導入し、学生の登録科目ごとの評価を、S=4、A=3、B=2、C=1、F=0、T=0の各得点にそれぞれ置き換えて計算している。（評価の視点 2-25）

2. 成績評価

本研究科では、筆記試験によって成績を評価することにしており、レポートによる成績評価は行っていない。成績評価は各科目において相対評価に基づいて行われており、各科目の成績評価を公正かつ厳格に行うため、成績下位の一定割合の学生に単位を与えない方式を導入（「ケーススタディ」等の一部の科目を除く。）している。これにより、学生は適度の緊張感をもって授業に臨み、予習・復習や定期試験において真摯に学業に向き合うことになり、合わせて教員に対して情実を排した成績評価を行わせる機能を果たしている。これらの成績評価の結果は、執行部において、シラバスで明示された基準及び方法と対比され、各科目における成績評価が適正に行われているかどうかの検証が可能となる。さらに、必要に応じて成績評価の修正を求める措置を講じることで公正さを維持している。

以上の成績評価方法は、兼任・兼担教員等の外部教員も含めた各年度の授業開始前に開催している教員連絡会においても説明し、それらの周知徹底を図っている（評価の視点 2-26）。

3. 成績評価の問い合わせ

成績評価に関する学生からの成績照会については、各期において、一定の成績照会期間を設けて対応している。成績照会は、学生が所定の成績照会申込み用紙に記入し、事務室を経由して担当の教員に送付している。成績照会用紙を受け取った教員は、当該用紙に回答を記入して、事務室経由で学生に返却することとしている（評価の視点 2-27）。

項目 11：改善のための組織的な研修等

各経営系専門職大学院は、授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るため、組織的な研修・研究を実施することが必要である。特に、経営系専門職大学院の教育水準の維持・向上、教員の教育上の指導能力の向上を図るために、研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めることが重要である。また、教育方法の改善について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るためには、学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表することが必要である。さらに、その結果を教育の改善につなげる仕組みを整備し、こうした仕組みが大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していることが必要である。

<評価の視点>

2-28：授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るために、組織的な研修・研究を実施すること。（「専門職」第11条）〔F群，L群〕

2-29：教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能

力の向上に努めること。〔F群〕

2-30：学生による授業評価が組織的に実施され、その結果が公表されていること。また、授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。さらに、こうした仕組みが、当該経営系専門職大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。〔F群〕

2-31：固有の目的に即して、どのような特色ある取組みを教育方法の改善において行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 授業の内容・方法の改善に対する組織的取組み

本研究科では、各種委員会等を通じて学生による授業評価アンケートと研究科全体に対するアンケートの結果、外部や学生からの授業についての意見、その他教員から提起された問題などについて議論している。これらの内容は、必要に応じて教授会においても議論している。2015年度における検討課題の一例としては、社会人受け入れのための施策として、メディア授業（e-learning）の導入や平日夜間や土曜日の開講の可能性について議論し、2016年度秋学期には6科目のメディア授業を開講した。

さらに、授業内容・方法の改善に向けた組織的取組みとしては、授業計画における各科目の配置の適正化についての検討、計算力強化のための科目編成及び配置に関する検討、授業評価アンケート及び研究科アンケートの結果に基づく各種検討課題の抽出と改善に向けた検討、授業評価アンケートに対する各教員からの回答と検証（「授業評価アンケート・リフレクションシート」の実施と検証）、専任・特任教員相互による「相互授業参観」の実施などが挙げられる（評価の視点2-28）。特に、「リフレクションシート」については、自己点検内容を記載し、研究科長に提出するとともに、研究科長による総括を通して情報共有するよう努めている。

また、新年度が始まる前にすべての専任教員、兼任教員、及び兼任教員を対象とした教員連絡会を開催し、教授会及びFD委員会において決定した本研究科の運営方針や学生への教育方針、授業の出欠管理、成績評価、授業評価アンケート結果および研究科アンケート結果を踏まえた研究科としての所見および対応等について説明し、これらの周知に努めている。2017年度は3月10日に開催し17名が参加した。

2. 教員の指導力の向上について

専任教員（みなし専任教員を除く。）の質を向上・改善するために、全学の制度である在外研究員や特別研究員制度を利用して内外の研究機関において自らの研究を行うための方策を講じ、教員の研究及び教育における能力の向上を図っている。なお、これまでに会計専門職研究科では3名の専任教員（みなし専任教員を除くうち1名の実務家教員）が在外研究、特別研究の制度を利用している。

また、本研究科の場合、特に制度的な方策は講じていないが、専任教員が特別講義に参加するなどして、実務の最前線における動向や実態に触れる機会を通して知見の獲得に努めている（評価の視点2-29）。

【在外研究員実績】

年度	期間	研究テーマ	渡航先
2011年度	2011/4/15～2011/7/13	EUにおけるVAT（付加価値税）の動向について	オランダ、ベルギー、フランス
2013年度	2013/4/1～2014/3/31	優良企業にみる原価計算の理	アメリカ

		論と実践	
--	--	------	--

【特別研究員実績】

年度	期間	研究テーマ
2012 年度	2012/4/1～2013/3/31.	金融商品会計の体系化

3. 学生による授業評価

本研究科では、年に2回（春学期及び秋学期）の学生による授業評価アンケート及び年に1回の研究科に係るアンケートを実施している。学生による授業評価アンケートには、選択式による定量評価部分と自由記述部分がある。前者の結果は、学生やすべての教員（専任、特任、兼任、及び兼任教員）を含め一般に公開し、2016年度からは新学期ガイダンスにおいて全学生へ配布している。また、後者も含めたすべてのアンケート結果は専任教員及びみなし専任教員である特任教員に開示し、今後の授業の改善に反映させるようにしている。

学生による授業評価アンケートは、各学期におけるそれぞれの科目の最終の授業時に実施するが、担当教員はアンケート用紙を配布するだけにとどめ、回収及び事務室への提出は出席学生に依頼している。これにより、記述及び回答の秘匿性を確保している。また研究科に係るアンケートについては、教授会において内容を議論し、回答を取りまとめたうえで、その回答を学生に公開している。

本研究科では、こうした2種類のアンケートを積極的に活用することによって、各教員が教育の改善を図っている。アンケート委員会が実施する授業評価アンケートのほか、教員が学生からの意見や要望等を聴取し、これらを教授会やFD委員会などで開示し討議することによって、FD活動に学生や教職員の意見・要望が十分に反映されるようになっている。

以上のように、本研究科では教授会やFD委員会において、学生の修学状況、授業評価アンケートの結果による各教員の授業内容や指導の質について常に議論され、これらの改善を図っている。

また、2013年度から授業評価アンケートに示された学生からの評価項目について、専任及び特任教員にリフレクションシートを提出させることにより、次期からの授業の改善に活かすこととする。また、前述のとおり、教育指導については、2013年度後期より、教員相互による「相互授業参観」を実施することで、一層の教育効果の向上に努めることとする。こうした活動内容は、新年度の始まる前に、すべての教員（専任、特任、兼任及び兼任教員）を対象として開催する教員連絡会において報告し、新年度における各教員による授業の出欠管理、成績評価等に反映されるようにしている（評価の視点2-30）。

4. 特色ある取組み

特になし

(3) 成果等

項目 12：修了生の進路状況の把握・公表，教育効果の評価の活用

各経営系専門職大学院は、修了者の進路等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表することが必要である。また、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育効果を適切に評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。

<評価の視点>

2-32：修了者の進路状況等を把握し，この情報が学内や社会に対して公表されていること。（「学教法施規」第172条の2）〔F群，L群〕

2-33：学位の授与状況，修了者の進路状況等を踏まえながら，固有の目的に即して教育効果を適切に評価し，その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。〔F群〕

<現状の説明>

1. 修了生の進路状況の把握

修了時には全ての学生を対象に進路先に関するアンケートを実施し，関連情報の収集に努めている。なお，これらの情報は本学の所管部署（就職キャリア支援事務室）においてデータを集計し，一元管理している。集計結果は本学ホームページで公開するとともに，詳細なデータについては同室が冊子「明治大学 就職キャリア支援センター報告書」を作成し学内配布や民間企業等の外部依頼に応じて配布している。（評価の視点 2-32）。

【修了生進路アンケート様式】

進路記入欄	
該当する記号全てに○をつけ，【 】内を記入・選択してください。	
A. 新卒採用として働く	} 裏面に詳細を記入してください。
B. 在学中に就職・転職	
C. 入学時から継続勤務	
D. 自営業【家業を継ぐ・起業】	
I. 大学院進学	【学校名： 研究科：
II. 学士入学・編入学	【学校名： 学部：
III. 海外留学	【国名： 学校等：
IV. 専門学校・各種学校入学	【学校名：
V. 試験受験【国家試験・公務員試験・教員試験】	【試験名・区分等：
VI. 進学希望（大学院等受験予定）	【学校名・研究科等：
VII. ポストドクター【期間：1年以上・1年未満】	【学校名・研究機関名：
VIII. アルバイトなど（派遣・契約社員はAへ）	【詳細（勤務先名称等）：
IX. 就職希望だが未定（就職活動継続）	
X. その他	【具体的内容：

また，本研究科では，独自にキャリアコーディネーターを配置し，随時，学生からの進路に関する相談に対応するとともに，修了生の進路の把握と支援に供している。在学生からの相談内容は，主として高度会計専門職業人に向けた就学上の相談や就職希望先に関する情報照会及び諸手続きに関するものであり，修了生からの相談内容は，さらなるキャリアアップに関する相談や資格取得に向けた継続的な指導に関するものとなっている。

2. 教育効果の把握と改善

本研究科の公認会計士試験論文式試験合格者数は，2010年度14名，2011年度16名，2012年度17名，2013年度12名，2014年度13名，2015年度14名，2016年度15名と推移している。この人数をさらに増加させることが今後の課題とされる。また，修了生の就職状況においては，本研究科創設以来継続的に高水準での就職率を維持しており，監査法人や税理士事務所をはじめ，金融業や製造業など多岐の領域にわたる就職を可能としている。いずれも会計分野での能力の発揮を期待されての結果とみられることから，この点については一定の教育成果の表れといえる。

【2 教育の内容・方法，成果等の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

公認会計士試験合格者は，全国的にみても一定のレベルに達しているが，カリキュラム・教育内容については，さらなる改善が必要である。また，近年，入学予定者の学力レベルの差の乖離が目立つ

ようになってきており、効果的な授業運営とともに一定レベルの専門知識を取得して修了できるようなカリキュラムの工夫が必要である。

毎学期実施している授業評価アンケートについては、研究科全体としての教育改善にまで生かすための工夫が求められている。

(2) 改善のためのプラン

入学前及び在学中のガイダンスにおいて、公認会計士試験に合格するためのカリキュラムを明示したうえで履修指導を徹底する。今後は、たとえば、「財務会計の原理Ⅰ・Ⅱ」などの基礎科目→「財務会計A・B・C・D」などの基本科目→「財務会計演習Ⅰ・Ⅱ」などの応用・実践科目といった履修プロセスを明確にして、アウトプット能力の強化を含む指導を行う。さらに、必要に応じて演習講座を設置し、専任教員はもちろん教育補助講師による個別指導も促進する。また、入学予定者に対しては、主要科目の基礎学力の底上げを目的とした「入学前基礎講座」等の補習措置を充実させる。

授業評価アンケートの結果を授業改善に反映させるには、研究科として授業評価アンケートの内容を精査し、フォローアップすることが必要となる。そこで、各教員が「リフレクションシート」に自己評価及び自己点検内容を記載したうえで、研究科長に提出するとともに、研究科長による総括を通して情報共有することを徹底する。また、専任教員及びみなし専任教員である特任教員による相互授業参観の実施を定常化する。

3 教員・教員組織

項目 13：専任教員数、構成等

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制しなければならない。そのためには、専任教員数、専任教員としての能力等についての関連法令を遵守しなければならない。また、理論と実務の架橋教育である点に留意して、教員の構成にも配慮し、適切に教員を配置することが必要である。

<評価の視点>

3-1：専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。（「告示第53号」第1条第1項）〔F群、L群〕

3-2：専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われていること。（「告示第53号」第1条第5項。なお、2013（平成25）年度まで、専門職大学院設置基準附則2が適用される。）〔L群〕

3-3：法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。（「告示第53号」第1条第6項）〔L群〕

3-4：専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。（「専門職」第5条）〔F群、L群〕

1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

3-5：専任教員のうち実務家教員は、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。（「告示第53号」第2条第1項）〔L群〕

3-6：専任教員の編制は、経営系専門職大学院の教育が理論と実務の架橋教育にある点に留意しながら、経営系専

門職大学院の果たすべき基本的な使命の実現に適したものであること。〔F群〕

3-7: 専任教員のうち実務家教員の割合は、経営系各分野で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上であること。（「告示第53号」第2条第1項、第2項）〔L群〕

3-8: 経営系各分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を展開・発展させる科目について専任教員を中心に適切に配置されていること。〔F群〕

3-9: 経営系各分野において理論性を重視する科目、実践性を重視する科目にそれぞれ適切な教員が配置されていること。〔F群〕

3-10: 教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授が配置されていること。〔F群〕

3-11: 教育上主要と認められる授業科目を兼任・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、適切な基準・手続によって行われていること。〔F群〕

3-12: 専任教員は、年齢のバランスを考慮して適切に構成されていること。（「大学院」第8条第5項）〔L群〕

3-13: 教員は、職業経歴、国際経験、性別等のバランスを考慮して適切に構成されていること。〔F群〕

3-14: 固有の目的に即して、教員組織の編制にどのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 専任教員の構成

本研究科の教員組織に関わる、設置基準から求められる最低必要教員数とその内訳については、①専任教員数の半数以上は原則として教授（6名以上）、②専任教員数のおおむね3割以上は、実務家教員（4名以上）、③実務家教員の2/3を超えない範囲内で、みなし教員可（2名まで）、である。

<会計専門職研究科>（必置人数）11名

設置基準から求められる最低必要教員数とその内訳は次のとおりとなる。

<経済学関係の専攻として試算>

研究指導教員7名（経済学関係5名×1.5）+研究指導補助教員4名=11名以上

*教員一人当たりの学生の収容定員=15人（人文社会科学系の修士課程：20人に四分之三を乗じて算出）

専任教員11名×15=収容定員165人まで可能 > 収容定員160名

内 訳

i) 専任教員数の半数以上は原則として教授（6名以上）

ii) 専任教員数のおおむね3割以上は、実務家教員（4名以上）

iii) 実務家教員の2/3を超えない範囲内で、みなし教員可（2名まで）

本研究科における現時点（2017年5月1日現在）での教員編成は、専門職大学院設置基準に準拠するものであり、学術理論研究と実務教育との架橋教育による教育効果の向上を図るために、研究者教員と実務家教員のバランスを考慮し、11名の教授、1名の准教授、2名の特任教授（みなし専任）という構成を確保している。この点については、上記の基準を基礎に本研究科の収容定員数160名に照らしても14名の専任教員（専任教員の過半数が教授にて構成されている。）を確保しており、法令基準を満たしている（評価の視点3-1及び3-3）。

また本研究科の専任教員（みなし専任である特任教員2名を含む。）は、本研究科のみを専任としているとともに（評価の視点3-2）、そのすべては、本学が定める「明治大学教員任用規程」に示される要件を充足することを前提とし、採用時における専攻分野についての審査結果から、教育上または

研究上の業績、高度の技術・技能、特に優れた知識及び経験を有していると判断している。具体的には、教員の任用にあたっては専任教授会において、審査委員会を編成し、研究者教員に関しては、研究業績(研究書または研究論文、学会での報告)などに対する審査委員会による精査及び面接試問、模擬授業の実施(実務家教員を除く)による教育指導能力の確認に基づいて判断している(評価の視点3-4)。

本研究科における必要な実務家教員数は上記基準に照らした場合4名であるが、14名の専任教員(みなし専任教員である特任教員2名を含む)のうち5名が実務家教員で構成されており、その必要数を満たしている(評価の視点3-7)。

なお、それぞれの実務家教員に関しては、高度会計専門職業人の養成という本研究科の教育目標の達成をはかるうえにおいて、十分な実務経験と実績を有している。具体的には財務会計系1名(国内主要監査法人出身の実務家教員専任教員※元公認会計士試験委員)、管理会計系1名(公認会計士・税理士、経営コンサルタント)、租税系3名(国税庁出身の専任教員2名及び特任教員1名)の構成となっている。これらの実務家教員は、いずれも各々の職務経験において、担当する科目の教育指導を可能とするに足るいずれも5年以上の実務経験を有し、高度の実務能力を有している(評価の視点3-5)。

2. 専任教員及び特任教員の配置

本研究科では、14名の専任教員(みなし専任教員である特任教員を含む。)が、本研究科が設定している6つの系(財務会計系、管理会計系、監査系、企業法系、租税法系、経営・ファイナンス系)のいずれかに配置され、各領域の進化に努める傍ら、各領域の基礎となる科目も担当している。財務会計系、管理会計系、監査系、租税法系、経営・ファイナンス系において、主要科目は専任教員が担当している。財務会計系主要科目である財務会計の原理及び財務会計A~Dを専任教授(2名)及び専任准教授(1名)が担当し、管理会計系主要科目である管理会計の原理及び原価計算を専任教授(2名)が担当し、監査系主要科目である監査実施基準及び監査報告基準、及び企業法系主要科目である会社法A・B、租税法系主要科目である法人税法I・IIを専任教授(2名)が担当し、経営・ファイナンス系主要科目である経営管理も専任教授が担当している。原則として、主要科目は専任教員、特任教員が担当する一方、兼任・兼任教員に科目担当を委嘱する場合でも、その能力評価に基づいた適切な配置を行っている(評価の視点3-8~11)。

専任教員における年齢構成は、そのバランスを考慮して30代が1名、40代が2名、50代5名、60代が6名となっている。また、専門職大学院としての研究と実務との架橋教育の実現を可能とするべく、研究者教員と実務家教員との構成比率を配慮して、職業経歴、国際経験等を考慮して適切に構成されている(評価の視点3-13)。

3. 兼任講師、及び教育補助講師

本研究科における教員組織編成上の特色としては、上記の14名の専任教員(みなし専任である特任教員2名を含む。)による教育効果をさらに高めるとともに、教学運営の補強のため兼任講師及び教育補助講師を任用している点にある。2016年度は兼任講師9名、教育補助講師4名を任用した。

本研究科における教員組織構成における工夫については、現在のようにわが国における会計基準及び監査基準の改廃がめまぐるしく、かつIFRSの適用に関わる状況が不透明とされる状況下では、それへの対応のために、会計及び監査分野の最前線における経歴と経験を有する者を任用することはきわ

めて意義深いものである。学生は当該職にある者から直接に教授してもらうことでより教育上の効果が上がると考えられる（評価の視点 3-14）。

項目 14：教員の募集・任免・昇格

各経営系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、教員組織編制のための基本的方針や透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めることが必要である。

<評価の視点>

3-15：教授、准教授、講師、助教や客員教員、任期付き教員等の教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていること。〔F群〕

3-16：教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められ、運用されており、特に、教育上の指導能力の評価が行われていること。〔F群〕

<現状の説明>

1. 基本的方針

本研究科における教員組織編成は、大学が毎年度定める「学長方針」や「教員任用計画の基本方針」に基づき、カリキュラム編成と教員構成を総合的に考慮し、任用計画を策定している。さらには毎年度6月に教授会において「教育・研究に関する年度計画書」を作成し、教員・教育組織に関する長中期計画を策定している。（評価の視点 3-15）。

2. 本研究科独自の規程

本研究科における教員の募集・任用・昇格については、本研究科独自の教員任用及び昇格に関する基本方針としての「会計専門職研究科における教員等の任用及び昇格に関する運用内規」を定め、遵守することにより、専門職大学院としてより厳格な教員組織編成に努めている。専任教授の資格としては、明治大学教員任用規程第11条に規定する資格を有する者、かつ、教育研究上の業績として発表された5編以上の学術論文又は著作を有する者とし、実務家を専任教授として任用する場合は、研究業績の全部又は一部に代えて職務上の業績を審査の対象とすることを可能としている。専任准教授の任用資格は、明治大学教員任用規程第12条に規定する資格を有する者、かつ、教育研究上の業績として前条に定める業績を有する者とし、実務家を専任教授として任用する場合は、研究業績の全部又は一部に代えて職務上の業績を審査対象としている。専任講師の任用資格は、明治大学教員任用規程第13条に規定する資格を有する者、かつ、教育研究上の業績として発表された3編以上の学術論文又は著作を有する者とし、実務家を専任教授として任用する場合は、研究業績の全部又は一部に代えて職務上の業績を審査対象としている。なお、特任教員の資格は、明治大学教員任用規程第17条及び明治大学特任教員任用基準に定められている。（評価の視点 3-16）。

項目 15：専任教員の教育研究環境の整備、教育研究活動等の評価

各経営系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整えとともに、専任教員の教育活動、研究活動の有効性、社会への貢献及び組織内運営等への貢献について検証し、専任教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。

<評価の視点>

- 3-17：専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。〔F群〕
- 3-18：専任教員に対する個人研究費が適切に配分されるとともに、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境が用意されていること。〔F群〕
- 3-19：専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）が保証されていること。〔F群〕
- 3-20：専任教員の教育活動について、適切に評価する仕組みが整備されていること。〔F群〕
- 3-21：専任教員の研究活動について、適切に評価する仕組みが整備されていること。〔F群〕
- 3-22：専任教員の社会への貢献及び組織内運営等への貢献について、適切に評価する仕組みが整備されていること。〔F群〕
- 3-23：専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献及び組織内運営等への貢献を推奨するために、どのような特色ある取り組みがあるか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 専任教員の授業担当時間

本学における専任教員（みなし専任教員である特任教員は除く。）の授業の責任担当時間は、教授では1週あたり10時間、准教授は同8時間、講師は同6時間となっており、この基準は教育指導に係る準備及び研究に十分に配慮されたものとなっている（評価の視点3-17）。

2. 専任教員の研究環境

(1) 研究費

①特定個人研究費

本研究科における教員の教育研究の遂行支援のための個人研究費については、大学全体の規程により、専任教員及び特任教員に一人あたり年間35万円が支給されている。（評価の視点3-18）。

②大学院研究科共同研究費

本学は、研究のさらなる活性化を図ることを目的として、研究科間の連携強化及び学外研究機関等との共同研究体制を構築しており、特定の研究課題に関して、研究科担当教員が他研究科・他学部の教員、学外研究機関等に所属する研究者と共同で行う研究を助成する制度が設けられている。対象課題は、人文・社会科学分野、自然科学分野、学際・複合分野の3分野に区分されており、人文・社会科学分野、自然科学分野に対して合計3件135万円、学際・複合分野には1件270万円の予算措置がなされている（2016年度実績）（評価の視点3-18）。

(2) 学会出張費

①学会出張旅費

本学が定める支援制度の一環として、年度内に2回（研究発表、報告者の場合は更に1回）の範囲で、本人の申請により国内旅費が支給される制度が整備されている（評価の視点3-18）。

②国際学会参加渡航費助成

本学が定める支援制度の一環として、海外において開催される国際学会に参加し、講演・研究発表またはその座長を行う場合は、参加渡航費及び宿泊費の一部が助成される制度が整備されている。内容としては、年度内に1回の範囲で申請可能で助成額の上限を30万円とし、渡航費の往復航空運賃（空港税・燃料費等を含む）実費に加え、1泊の上限を15,000円として開催期間の前泊分を含め4泊5日とする宿泊費の実費が支給される。（評価の視点3-18）。

(3) 個人研究室

本研究科では、専任教員（みなし専任教員である特任教員を含む。）に対し、個室の研究室が駿

河台キャンパス内に設置され、教員の利用に供している。研究室の平均面積は 17.0 m²、各部屋には机、電話、椅子、書架、LAN 接続口が標準で備え付けられ、研究に必要な環境が整っている（評価の視点 3-18）。

（４）共同研究室

駿河台キャンパス 14 号館 7 階には、専門職大学院に所属する教員の教育研究を支援するための共同研究室が設置されている。平日は 9 時から 22 時まで、土曜日は 9 時 30 分から 19 時まで専属の嘱託職員が交代で勤務し、教員が授業で使用する教材や資料の作成・収集、図書の貸し出し、整理等、教員の教育研究活動の支援を行っている（評価の視点 3-18）。

（４）講師控室

アカデミーコモン 10 階に講師控室を設け、専従の嘱託職員 2 名を配置するとともに、コピー機、印刷機、個人用ロッカー、電話、FAX、各種辞書類等を設置しており、教員の講義準備や教員間の打ち合わせに活用されている（評価の視点 6-5）。

（５）在外研究・特別研究制度

専任教員（みなし専任教員である特任教員を除く。）の教育研究活動に必要な機会であるサバティカル・リーブは、大学全体の規定に沿い、在外研究員制度及び特別研究員制度によって、その機会を保証している。リーブの資格は専任教員として勤続 5 年以上の者となっており、本研究科においては、2010 年度から適格者が生じた。専門職大学院特有のカリキュラム編成密度の高さから、これらの機会の活用は困難な一面が存在していることは否定できないが、本研究科においてはすでに 3 名が活用しており、有効に機能しているといえる（評価の視点 3-19）。

3. 専任教員の教育、研究、社会活動、組織内運営等への貢献の評価

専任教員（みなし専任教員である特任教員を含む。）の教育活動については、教授会における、学生による授業評価アンケートの結果の分析及び教員による成績評価の結果（S・A・B・C・F・T の割合）についての検証等に基づいて、研究科長が評価するようになっている。（評価の視点 3-20）。

本研究科専任教員（みなし専任教員である特任教員を含む。）の研究成果に関しては、本研究科紀要論文集（『会計論叢』）を毎年発刊しており、専任教員の研究成果を公表する機会を設けている。また専任教員の研究活動については、その内容を明治大学の公式サイト（研究者情報データベース）を通じて広く社会に公開しているが、研究成果の内容等についての評価を行う仕組みについては整備されていない（評価の視点 3-21）。

また、専任教員（みなし専任教員である特任教員を含む。）の社会活動及び組織内運営への貢献の評価に対する評価プロセスも確保されており、専任教員（みなし専任教員である特任教員を含む。）の本研究科の運営への貢献については、研究科内に設置される各種委員会を通じて本研究科の運営へ貢献することとなっている。所属する委員会については、教授会の決定事項として、直接に任務が要請されている。その貢献に関する評価も、教授会における議論等を基にしながら、研究科長がこれを評価することとなっている。外部委員等の社会活動については、教授会で兼職を審議することでその情報を教授会員で共有し、社会活動への貢献を研究科長が評価することとなっている（評価の視点 3-22）。

なお、本研究科では社会貢献活動の一環として、社会貢献活動の一環として、2016 年度には、2017 年 2 月 8 日に日本聾話学校を訪問し、中学部 2 年生を対象として「企業の経営と会計のしくみ」とした講義を行い、本研究科が保有する知的財産の社会還元を目的とした社会活動を積極的に実施した。

この企画は教授会において専任教員からの自由発案に基づいて実施されたものであり、本研究科ではこのような企画及び実施を促進するよう、教員活動を支援する雰囲気醸成に努めている（評価の視点3-23）。

① 夏休み小学生社会教室

日時：2016年8月8日（月）10：30～12：00

場所：明治大学駿河台キャンパス リバティールーム他

実施者：吉村研究科長，本研究科学生5名

出席者数：46人

② 日本聾話学校訪問授業

日時：2017年2月8日（水）

場所：日本聾話学校（東京都町田市野津田町）

実施者：吉村研究科長，本研究科学生2名

出席者数：4人（中学部2年生全員）

【3 教員・教員組織の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

本研究科は専門職大学院としての教育目的に照らし、また高度会計専門職業人の養成に応えるために必要とされる優れた教員から構成されている。本研究科では各学術研究領域の学界や実務界で顕著な活動を果たしている専任教員・特任教員を任用している。兼任講師の任用にあたっては、専任教員・特任教員同様に教授会での厳正な審査を行い、専門職大学院に相応しい人材を任用している。こうした教員陣によって、本研究科の固有の目的に沿った教員の質の確保と、優れた教育効果を果たしているといえる。こうした目的と成果を踏まえ、今後も適時必要に応じて、優れた教員の任用に努めていく。

なお、専門職大学院設置基準上の当研究科の必置教員人数は11名（研究指導教員7名（経済学関係5名×1.5）＋研究指導補助教員4名（内、実務家教員は4名以上））であり、これに対し現在は14名（内、実務家教員4名）で構成されているが、本研究科が開校されて10年以上が過ぎ、今後、定年退職を迎える教員や任期満了を迎える特任教員が続けて発生することが見込まれている。その中で、法令上の基準を満たすための措置として、2018年度秋学期までに最低1名の実務家教員の更新/補充を講じる必要があり、続いて2019年度末にも2名の専任教員が定年退職を迎えるため、この2名分についての補充を講ずることが設置基準充足のための必要措置とされる。

また、本研究科の教員面の課題は、専門職大学院の教員が公認会計士をはじめとする高度会計専門職業人として学生を養成していくために多大な負担を強いられていることである。このことは時に教育と研究との両立を脅かすことにもなり得ており、研究の推進が阻害されることが懸念される。

（2）改善のためのプラン

教育と研究のバランスを確保し、更なる教育研究の質を向上させるために、本研究科では以下のような方策を取る。

① 教員の負担軽減

本研究科では、教育と研究のバランスを確保し、更なる教育研究の質を向上させることを、今後も重要課題と位置付ける。

② 教員組織の編制

今後の教員の人事については、教授会や人事委員会において、年齢構成及び性別構成を考慮した任用を行うことを視野に入れ、検討課題と位置づける。特に教員構成における性別構成については、現状における女性教員の任用がゼロであることから、今後の任用計画においては十分に配慮するよう留意する。また、2017年度末より、定年退職を迎える教員や任期満了を迎える特任教員が毎年度発生することが見込まれることから、専門職大学院設置基準上の教員必置人数を絶えず念頭に置きながら、教員の退職時期を踏まえた計画的な教員組織編制を行っていく。

4 学生の受け入れ

項目 16：学生の受け入れ方針，定員管理

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現のために、明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、その方針に基づき、適切な選抜方法・手続等を設定するとともに、事前にこれらを公表することが必要である。また、各経営系専門職大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。さらに、固有の目的を実現するため、受け入れる学生の対象を設定し、そうした学生を受け入れるための特色ある取組みを実施することが望ましい。

<評価の視点>

4-1：明確な学生の受け入れ方針が設定され、かつ公表されていること。（「学教法施規」第172条の2）〔F群，L群〕

4-2：学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続が設定されていること。〔F群〕

4-3：選抜方法・手続が事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されていること。〔F群〕

4-4：入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準・方法に合った学生を的確かつ客観的な評価によって受け入れていること。〔F群〕

4-5：入学定員に対する入学者数、学生収容定員に対する在籍学生数が適正に管理されていること。（「大学院」第10条第3項）〔F群，L群〕

4-6：受け入れ学生の対象は、固有の目的に即して、どのように設定されているか。また、そうした学生を受け入れるために、どのような特色ある取組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 学生の受け入れ方針

本研究科における学生の受け入れについては、本研究科のアドミッション・ポリシーに基づいて実施している。本研究科のアドミッション・ポリシーは、以下のように「受験生に求められる資質」、「対象とされる学生」、「教育の方法」、「入学試験における留意点」の項目別に設定し、入学試験要項のみならず、ガイドブックやホームページ等で広く社会に公表している。

また、入学試験に関するガイダンスを開催し、本研究科を詳しく知ることのできる機会を提供している。加えて、ホームページ上では、カリキュラムや教員紹介、年間スケジュール等の勉学に関連する情報に加えて、入学・受講に必要な費用、奨学金等の経済的助成制度の紹介など、必要十分で詳細な情報を開示して研究科の紹介を行っている（評価の視点4-1）。

会計専門職研究科入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）

明治大学専門職大学院会計専門職研究科は高度会計専門職業人を養成するために、以下の資質を備えた学生を国内外から広く迎え入れる。

- AP1 高度会計専門職業人としての高い専門知識と技能及び情報技術への対応力を修得するために不可欠な基礎学力を有していること。
- AP2 高度会計専門職業人として社会に貢献するために社会常識と倫理意識に基づく適切な判断と行動が行えること。
- AP3 高度会計専門職業人として適切なコミュニケーションができ、自らの考えを明確に示すことができること。

2. 学生の選抜方法

本研究科における学生の選抜については、学内選考入学試験及び一般入学試験の2通りの方法によって実施してきた。具体的には、学内選考入学試験区分に関しては、明治大学各学部生のなかから、会計専門職業人を志す有望な学生の確保を目的とし、一般入学試験区分に関しては、広く学内外から会計専門職業人を志す者の確保を目的として実施している。また、入試改革の一環として、2015年度には公認会計士試験短答式試験合格者を対象とした「特別奨学生入試」を導入し、2016年度には「自己推薦入試」を導入したことで、本研究科での就学のための機会の拡大を図るとともに、優れた人材の確保に努めた。各入試形態の概要は次のとおり（評価の視点 4-2）。

（1）学内選考入学試験

本研究科が実施する学内選考入学試験は、学内の優れた人材の確保を目的としており、本研究科が定める学力基準に基づいて、きわめて優れた能力を有する者を対象とする試験方式としている。また、本研究科が高度会計専門職業人の育成を主たる目的としている点に鑑み、商学部の学生に対しては、学部在籍中に本研究科の所定の講義を先取りで履修し、進学後には単位認定できる制度を設けている。

（2）一般選抜入学試験

一般選抜入試は3回（第Ⅰ期、第Ⅱ期、秋季入試）実施している。同入試では、財務会計論及び管理会計論の2科目による筆記試験を実施したうえで、面接試験を実施している。このように、学力に加えて資質に関する選考も合わせて実施することにより、本研究科が掲げる理念及び目的に合致した人材の選考に留意している。なお、本研究科が入学試験要項において定める所定の要件（※以下を参照）を満たす者に対しては筆記試験を免除しているが、これらの者に対しても面接試験は課している。

※本研究科が定める入学試験時における筆記試験免除要件

公認会計士試験短答式試験合格、日本商工会議所簿記検定試験1級合格、全国経理教育協会簿記能力検定試験上級合格、税理士試験簿記論、同財務諸表論、同法人税法、同所得税法または同消費税法のうち1科目以上合格、または米国公認会計士資格試験合格

（3）特別奨学生入学試験

入学時における優れた成績と強い学習意欲ならびに高度会計専門職業人を志す者として相応の資質を有し、在学中は他の学生の模範となることが期待される者を積極的に選考することを目的とし、2015入学試験より、特別奨学生入学試験を導入した。2017年度入試は9名が受験、内6名が合格し、その全員が2017年4月に入学している。また、これまで特別奨学生入試で入学した3名のうち、3名

が在学中に公認会計士試験（論文式）に合格しており、特別奨学生入試導入時の期待どおりの成果を上げている（評価の視点 4-6）。

（4）自己推薦入学試験

2016年度入学試験より、高度会計専門職業人を志望する者の中で、潜在的能力及び資質を有する人材の発見と育成を目的とした自己推薦入試を導入した。2017年度入学試験では、Ⅰ期とⅡ期合計で4名が受験し3名が合格、その全員が2017年度4月に入学した。

3. 学生の受け入れに関する周知方法

本研究科における学生の受入れ方針や選抜方法等は、本研究科教授会における慎重なる検討のもとにおいてアドミッション・ポリシー及び入試要項を決定している。

各年度の入学試験実施に関する詳細情報（入試要項）及びアドミッション・ポリシーは、ガイドブックやホームページ等で事前に広く対外的に公表している（評価の視点 4-3）。これらの具体的な内容（本研究科に関する説明（本研究科の教育理念、目的及びアドミッション・ポリシー、カリキュラムの具体的な内容、在学生の進路状況などについての説明）や年間スケジュール等の勉学に関連する情報に加えて、入学に必要な費用、各種奨学金等の経済的助成制度の紹介等については、入試要項の公開・配付のみならず、研究科説明会や専任教員による個別相談会等を通じて、直接的な情報伝達も行っている。

4. 学生選抜の基準

本研究科が実施する入学試験は、本研究科の教育理念及び目的にある高度会計専門職業人の育成という点に照らして、筆記試験ならびに面接試験によって実施している。筆記試験問題の作成にあたっては、本研究科専任教員によって問題の内容及び量に関する厳正な検討のもとに行われ、採点も同筆記科目出題者が担当している。面接試験は、専任教員2名が担当し、1名の受験者に対し面接者2名で行っている。面接試験の評価は、本研究科における入学試験実施要領に定めた判定基準に基づいて行われている。これらの入試結果は、採点終了後速やかに集計し、入試委員会における合否判定原案が作成され、その後に開催される教授会において入試委員会による合否判定原案に基づく入試合否判定が行われている（評価の視点 4-4）。

5. 受け入れ学生の対象

本研究科における受入れ学生の対象は、主に高度会計専門職業人を志望する者であり、具体的には、公認会計士、税理士、国税専門官及び民間企業における財務・経理部門希望者等となっている。なお、専門職大学院として有職者をはじめとする幅広い学生の受入れを可能としつつも、本研究科のカリキュラムは昼間開講制であることから、主たる在学生は学部からの新卒者が中心となっている。

一方、本研究科が直面する入学人員及び収容人員の確保という喫緊の課題に応えるためにも、より開かれた学生募集の機会の設定が必要であるとの判断から、2017年度からは有職社会人も働きながら通学できるよう、メディア授業の導入に加え、平日夜間と土曜日にも授業を開講するカリキュラム改正を行った結果、入学者数は48名と前年度比13名増となり、定員充足率も6割まで改善した。

6. 入学定員

本研究科の入学定員は各学年80名、収容定員数は160名であり、過年度の実績においては、ほぼ順

守したかたちで維持されてきた。しかしながら公認会計士を取り巻く環境の激変と公認会計士試験制度に対する会計大学院の位置づけが不安定なことから、会計大学院への進学動向は大きく変化しており、このことは本研究科における学生募集においても大きく影響してきている。引き続き、所定の定員確保に向けた早急の是正を必要としているものの、2017年度の入学者数は前年度比13名増と2年連続で増加しており、単年度の定員充足率は6割に向上し、改善の兆しは見えはじめている。なお、本研究科における授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件については、専門職大学院としての教育効果を十分にあげられる教育環境を維持している（評価の視点4-5）。

【志願者数・受験者数・合格者数・入学者数推移表】

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
志願者数	213	132	80	68	52	59	<u>76</u>
受験者数	185	119	72	52	49	49	<u>68</u>
合格者数	116	80	54	50	40	40	<u>61</u>
入学者数	75	43	33	27	30	35	<u>48</u>

項目 17：入学者選抜の実施体制・検証方法

各経営系専門職大学院は、入学者選抜について責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。また、学生の受け入れのあり方を検証するための組織体制・仕組みを設け、継続的に検証することが望ましい。さらに、固有の目的に基づき、特色を伸長するため、入学者選抜の実施体制等について特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

4-7：入学者選抜が責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施されていること。〔F群〕

4-8：学生の受け入れ方針、対象及び選抜基準・方法等、学生の受け入れのあり方を検証するために、どのような組織体制・仕組みを設け、継続的に検証しているか。〔A群〕

4-9：固有の目的に即して、入学者選抜の実施体制等に関してどのような特色ある取組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 入学試験の実施体制

本研究科が実施する入学試験は、本研究科の教育理念及び目的にある高度会計専門職業人の育成という点に照らして、相応の人材の受け入れを可能とする筆記試験ならびに面接試験によって実施している。筆記試験に関する入試問題の作成にあたっては、本研究科専任教員によって問題の内容及び量に関する厳正な検討のもとに行われ、面接試験においては本研究科専任教員による面談形式をもって実施している。

入試の実施にあたっては全専任教員と事務職員によって入学試験本部が設置され、適切かつ公正に実施する体制が組まれている。また可否の決定は、専任教員によって構成される入試委員会においての検討結果としての可否判定に関わる原案をもとに、本研究科専任教員及び特任教員によって構成される入学者可否判定教授会の議を経て厳正かつ公正に決定している（評価の視点4-7）。

2. 学生の受け入れに関する体制と検証

本研究科では高度会計専門職業人の育成という教育理念と目的に沿って、（1）一般入学試験（2）

学内選考入学試験（3）特別奨学生入試（4）自己推薦入試の四種類を実施しており、各々の選抜方法の位置づけはそれぞれの実施目的に照らして明確にされている。

学生の受け入れに関する外部環境が競争的かつ変動的であるため、本研究科においては教授会をはじめとする諸機会においてこれらの問題に関わる議論をしている（評価の視点 4-8）。なお、こうした課題を検討する場として、本研究科では、定例の教授会のほかに、FD委員会、入試委員会を配置し、つねに教職員による機動的な対応が可能となるように実施している。（評価の視点 4-9）。

【4 学生の受け入れの点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

本研究科は、高度会計専門職業人の養成という目的をもとに2005年4月に開設以来、一貫してその目的の達成を果たしてきた。また、明治大学が長きにわたってわが国の会計界に対して多くの逸材を輩出してきた伝統への評価も相まって、開設以来、学則等に定められた所定の入学定員及び収容定員を充足してきた。

しかしながら、最近のわが国における公認会計士を取り巻く環境の激変と、公認会計士試験制度に対する会計大学院の位置づけが不安定なことが公認会計士志願者を激減させるとともに、公認会計士の養成を主たる目的とする会計大学院の存立を揺るがす事態を招くに至った。本研究科にあってもこうした時勢の急激な変化は志願者を大幅に減少させる事態に直面しており、このことは専門職大学院としての本研究科の社会的な存在意義に深くかかわるものであるとともに、可及的速やかに所定の入学人員及び収容人員の確保を喫緊の課題と位置づけている。

（2）改善のためのプラン

このような状況に対峙するために、本研究科では入学定人員及び収容人員の確保とその安定的持続を本研究科にとっての喫緊の課題と位置づけ、2013年度から2015年度において教授会内に「会計専門職研究科検討部会」を設置し、さらにその傘下に「カリキュラム検討ワーキンググループ」、「入試・広報制度検討ワーキンググループ」、「国際・ICTワーキンググループ」、「キャリア支援検討ワーキンググループ」、「自己点検・認証評価対応ワーキンググループ」を配置することで、研究科が直面する喫緊の課題への機動的な対応を可能とした。とりわけ学生受け入れに関しては、機動的かつ俊敏な対応を可能とするよう、「入試・広報制度検討ワーキンググループ」を中心に、組織編成の観点からの対策を講じるとともに、具体的な対策の検討と策定を行った。

◎2015年度における対策

本研究科では、2016年度入学者向けに行う入学試験に際し、2014年度からの対策を継続させるとともに、学内進学希望者及び学外進学希望者を対象としたガイダンスの実施回数を増やすとともに、適宜、ガイダンスの内容を工夫することにより、より分かりやすい広報に努めた。

5 学生支援

項目 18：学生支援

各経営系専門職大学院は、学生生活及び修了後のキャリア形成、進路選択等に関する相談・支援体制を適切に整備するとともに、こうした体制を学生に十分周知し、効果的に支援を行うことが必要である。また、学生が学習に専念できるよう、各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金な

どの学生への経済的支援に関する相談・支援体制を適切に整備し、学生に周知することが必要である。さらに、障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制、学生の自主的な活動や修了生の同窓会組織に対する支援体制を整備し、支援することが望ましい。くわえて、学生支援について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

5-1：学生生活に関する相談・支援体制が適切に整備され、効果的に支援が行われていること。〔F群〕

5-2：各種ハラスメントに関する規程及び相談体制が適切に整備され、それが学生に周知されていること。〔F群〕

5-3：奨学金などの学生への経済的支援についての相談・支援体制が適切に整備されていること。〔F群〕

5-4：学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制が適切に整備され、効果的に支援が行われているか。〔A群〕

5-5：障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制が適切に整備され、支援が行われているか。〔A群〕

5-6：学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕

5-7：固有の目的に即して、学生支援としてどのような特色ある取組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 学生生活に関する相談・支援体制

本学では学生支援全般を所掌する事務組織（学生支援部）を中心として、学生生活相談、診療所管理運営、奨学金、学生の社会貢献活動支援等を行っている。具体的な学生相談支援体制としては各キャンパスに学生相談室が設けられ、各学部や大学院から選出された教員相談員、臨床心理士、精神科医、弁護士からなる相談員とインテーカー（初回面談を行う事務職員）が対応にあたっている。学生相談室は本研究科の学生が主に利用する駿河台キャンパスでは大学会館2階に所在し、平日（9時30分～17時30分）と土曜日（8時30分～12時）に開室し、相談無料、学生本人だけでなく家族や友人の同席も認めている。また、相談に関する来室や相談内容については、本学の個人情報保護方針によって守秘義務が固く守られている。

他にも大学全体の施設として学内診療所（診療・健康診断・健康相談が受けられる）及び上述の学生相談室が設置されており、心身ともに健康な学生生活を送るための設備とスタッフが配置されている。なお、毎年春に無料の定期健康診断（検査項目：視力、検尿、胸部X線、身長、体重、内科診療、血圧、問診）を学内で行っており、学生の健康維持と疾病の早期発見に大学全体として努めている。研究科としては、入学時の新入生ガイダンスにおいて、学生相談室の案内をするとともに学生生活全般にわたる相談を受け付けている（評価の視点5-1）。

また、本研究科所属の専任教員（みなし専任教員である特任教員を含む。）は、担当科目の講義の他、週あたり90分の「オフィスアワー」を設けている。オフィスアワーとは、本研究科専任教員及び特任教員が、学生の質疑や相談に対し個別に対応するために設けている制度であり、面談内容は個人情報保護のもとに厳重に管理されている（評価の視点5-1）。

2. ハラスメント対策

大学全体の規程として、「明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」及び「キャンパス・ハラスメントの防止等に関するガイドライン」が設けられており、この規程に基づき、キャン

ンパス・ハラスメント相談室が設置されている。入学時のガイダンスでは、キャンパス・ハラスメント相談室作成の「ハラスメントのないキャンパスへ」というパンフレットを学生に配布し、説明するとともに、関連ポスターを学内に掲示して、規程及びキャンパス・ハラスメント相談室の周知徹底を図っている。なお、学生の相談を受けた者の守秘義務は徹底されている（評価の視点 5-2）。

3. 奨学金

本学の子算を元にした本研究科奨学制度として「明治大学会計専門職研究科給費奨学金」を開設時より設けている。給付額は年間授業料の2分の1相当額（60万円）であったが、2015年度より特待生制度を新設し、2016年度は2名に対し年間授業料相当額（120万円）を支給した。また、当該2名については、2016年度の1年次に公認会計士試験（論文式）に合格しており、当研究科奨学金の趣旨に沿った形で結果を出している。また、日本学生支援機構（JASSO）が実施する奨学金制度についても、概要説明、申請受付、対象者の優先順位付等の事務代行を当研究科が行っており、学生の経済支援に関するきめ細やかな情報提供や支援を行っている。いずれの奨学金においても、奨学金情報はホームページ、ガイドブック、入試要項、入学手続き書類等で広く周知している。（評価の視点 5-3）

<奨学金支給実績（単位：人）>

	学年	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
会計専門職研究科 給費奨学金	1年次	14	10	8	7
	2年次	10	9	8	7
会計専門職研究科 給費奨学金 (在学生)	1年次	5	4	6	2
	2年次	9	5	6	5

4. 就職キャリア支援

本学には就職キャリア事務室が設置されており、専門ブース形態の「就職・キャリアカウンター」や「相談コーナー」において、就職活動や進路選択のあらゆる段階で不安や疑問の相談受付から、自己PRやエントリーシートのチェック・模擬面接に対するアドバイスなどを行っている。また同ブースでは、毎年約1500社以上の各企業・団体から送られてきた明治大学卒業生の在職者名簿（OB・OG名簿）が閲覧可能であり、名簿には社員（卒業生）の氏名、所属部署、電話番号、卒年などが記載されている。就職希望の学生は、希望する業界や企業への就職の足掛かりとしてこれらの情報が有効に活用されている（評価の視点 5-4）。なお、本研究科の修了生の進路に関しては、修了時には全ての学生を対象に進路先アンケートを取り、集計結果を本学ホームページで公開している。進路先アンケートの詳細なデータについては冊子「明治大学 就職キャリア支援センター報告書」を作成し、学内配布及び民間企業等の外部依頼に応じて配布しており、大学全体として学生と企業の就職の懸け橋となるよう取り組んでいる（評価の視点 5-4）。

また、本研究科では独自に「キャリアコーディネーター」を配置しており、適時、本研究科専任教員が学生の進路に関する相談やキャリア形成に関する相談及び各種の支援企画を実施することで、学生の進路に関する情報提供や支援を行っている。また大学の就職キャリア支援事務室との緊密な連携により、本研究科学生の進路志望動向に関する情報の共有と、それに対する就職情報等の的確な提供

も行っている。こうしたキャリアコーディネーターの配置は本研究科がその意義に鑑みて独自に設置しているものであり、大学全体においてもきわめて先取的な試みである。このため、今後も内容の拡充を積極的に図るものである（評価の視点 5-4）。

また、2016年度は、2年生向けのプログラムとして、監査法人就職希望者向けに、本学国家試験指導センターが夏に主催する就職セミナーへの参加を促し、税理士法人就職希望者向けには、大手税理士法人の参加のもと、税理士法人個別説明会を9月1日に開催した。なお、2016年度は、前者には当研究科の修了生を含め4名、後者には約10名の院生が参加した。また、1年生向けには、本学就職キャリア支援事務室の協力を得て、9月に「就職キャリアガイダンス」を実施し、就職活動の概要、採用選考で求められる力、自己分析、自己PR講座、企業研究への自己分析結果のつなげ方等の講義を行う等、学生の進路や学年に応じたきめ細かい就職キャリア支援プログラムを提供し、約10名が受講した。

5. 障がいのある者、留学生、社会人学生受入れ等への支援

障がいのある者の受入れについては、大学全体の方針によって、大学全体のバリアフリー化の方針に基づいて施設・設備が整備されている。本研究科が主に授業を行うアカデミーコモンでは完全にバリアフリー化されており、障がいのある者に対する配慮が十分になされている。（評価の視点 5-5）。

本研究科における入学資格には特段の制限は設けていないが、主たる講義時間帯が昼間時間帯であることから、現実としては社会人学生の就学は困難になっている。これまでの社会人入学者は、公的機関や企業等から派遣された者を除けば、いったん退職してから入学するケースがほとんどである。ただし、社会人の学び直しを支援するため、2016年度秋学期よりメディア授業を6科目開講し、2017年度よりメディア授業に加え平日夜間・土曜日に授業を開講することで、有職社会人を積極的に受け入れている。

留学生に関しては、「留学生入試」等の特段の配慮はしておらず、一般入学試験区分において合格した者のみを受け入れている。ただし、入学後の留学生支援として、留学生相互の親睦及び留学生と留学生以外の学生との交流を促進するため、駿河台キャンパスを含む本学3地区それぞれに国際交流ラウンジを開設している。駿河台キャンパスにおける国際交流ラウンジ開設時間は平日9時から17時まで、土曜日は8時30分から12時までである。ここでは、TA（ティーチングアシスタント）が留学生を対象とした日本語の学習支援を行い、国際交流ラウンジには閲覧・貸出が可能な日本語テキストが100冊以上保管されている。また本人の希望に応じ、レポートチェック、ゼミ発表の準備、資料・教材の読解等、大学の授業に関する支援も可能となっている。また、学生が主体となり、留学生・日本人学生相互の交流を図る「キャンパスメイト」という活動や留学生のスピーチコンテスト等の各種行事を通し、留学生の学生生活を支援している（評価の視点 5-5）。

6. 学生の自主的な活動、同窓会組織

本研究科には、第1期修了生が幹事として運営している同窓会組織（会計専門職研究科同窓会）が存在しており、毎年修了式の際に、同窓会幹事による案内を行っている。また、2017年度からは公認会計士試験に合格した修了生の協力を得て、同窓会とは別に幹事会を立ち上げ、院生の公認会計士試験合格に向けた指導を開始した。

他にも明治大学公認会計士会の協力のもと、本学出身の公認会計士との懇話の機会を設けることにより、公認会計士を志す者にとっての有意義な啓発機会となっている。また、修了後における学習支

援の一環として、校友会ライブラリーカードを取得することにより、本学図書館の利用を認めている（評価の視点 5-6）。

【5 学生支援の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

ア 同窓会組織の強化と活動の活性化に向けた研究科による支援の必要性

本研究科における同窓会組織は整備の途上であり、主に修了生有志による自発的な連繋に依存しているのが現状である。今後は研究科がより支援するかたちでの同窓会組織の整備と活性化が求められている。

イ 本学出身者の会計専門職業人との交流機会の補強

会計分野に長き伝統と実績を有する本学は、多くの会計専門職業人を輩出しており、こうした本学出身者との連携をより緊密にすることにより人的資源の有効活用に向けた施策を積極的に進める必要がある。

（2）改善のためのプラン

ア 同窓会組織の強化と活動の活性化に向けた施策

研究科が支援するかたちでの同窓会組織の強化とその活動の活性化を促進するための施策とし、SNSを活用した研究科からの積極的な情報発信（特別講義の案内等）を行うことにより、修了後における継続的な学修機会の提供に努めることとする。

イ 本学出身者の会計専門職業人との交流機会の補強に向けた施策

本学出身の会計専門職業人との交流については、機会を捉えて「明治大学公認会計士会」および「駿台会計人倶楽部」との交流をさらに深めることにより、高度会計専門職業人を志す者に対する啓発機会の提供を行うこととする。

6 教育研究環境

項目 19：施設・設備，人的支援体制の整備

各経営系専門職大学院は、その規模等に応じて施設・設備を適切に整備するとともに、障がいのある者に配慮することも重要である。また、学生の効果的な自学自習，相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設・設備，人的支援体制を設け、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

6-1：講義室，演習室その他の施設・設備が，経営系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ，適切に整備されていること。（「専門職」第17条）〔F群，L群〕

6-2：学生が自主的に学習できる自習室，学生相互の交流のためのラウンジ等の環境が十分に整備され，効果的に利用されていること。〔F群〕

6-3：障がいのある者のために，適切な施設・設備が整備されていること。〔F群〕

6-4：学生の学習，教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーが適切に整備されていること。〔F群〕

6-5：教育研究に資する人的な支援体制が適切に整備されていること〔F群〕

6-6：固有の目的に即して，どのような特色ある施設・設備，人的支援体制を設けているか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 講義室，演習室

駿河台キャンパスにはリビティタワー，アカデミーコモン及びグローバルフロントに教室が整備され，本研究科の授業は主にアカデミーコモン内の教室で行われている。アカデミーコモンには，講義室 14 室（60 人収容 9 室，100 人収容教室 5 室），演習室（30 人教室）18 室が整備され，全ての教室に机，椅子，プレゼンテーション機器等の基本的な設備が備わっている。また，12 号館メディア教室には，高度な統計解析ソフト（SPSS）等もインストールされたパソコンが設置され，主にファイナンス系の講義科目で利用されている。各教室のパソコンは，夏季及び冬季休暇を利用し，メンテナンスやソフトの更新が図られている。また，学内全体に無線 LAN を整備しており，学生に対し快適なモバイル接続環境も提供している（評価の視点 6-1）。

2. 自習室，ラウンジ

専門職大学院学生共同研究室を 14 号館に設置し，学生一人一人に対して個人の自習机とロッカーを無償提供している。また，学生間の自発的な学習や交流を目的としたディスカッションルームや共用ラウンジも設けている。同研究室はアカデミーコモンから徒歩 5 分のところにあり，学生は自身の履修科目がない時間帯を自習にあてる等，有効に活用している。（評価の視点 6-2）。

3. 障がいのある者への対応

障がいのある者への対応については，大学全体の方針によって，大学全体のバリアフリー化の方針に基づいて施設・設備が整備されており，本研究科が主に授業を行うアカデミーコモンは，2004 年に竣工した本学最新の教育・研究用施設のひとつとして，完全にバリアフリー化されている（評価の視点 6-3）。

4. 情報インフラストラクチャーの整備

専門職大学院生が利用するアカデミーコモンのほぼすべての教室にパソコン・プロジェクタなどのプレゼンテーション設備が完備されているほか，教室やラウンジには情報コンセントが設置され，場所によっては無線 LAN のアクセスポイントが設置されており，インターネットへのアクセシビリティが確保された教育環境を整備している。他にも 12 号館にはメディア教室・メディア実習室・CALL 教室が配備されており，文科省教育研究活性化設備整備事業の補助を得て，アクティブラーニング教室も設置するなど，主に全学部共通の情報科目が展開されている。

なお，全学的な教育支援システムとして「Oh-o!Meiji」システムを導入している。明治大学の全ての授業をネット上に展開した「クラスウェブ」と大学生活に関わるお知らせを配信する「ポータルページ」から構成され，学生にユビキタスな学修環境を提供している。（評価の視点 6-4）。

5. 教育研究支援体制

(1) サポートデスク

本研究科では、高度会計専門職業人を育成するために、講義室、演習室のプレゼンテーション機器、メディア教室の整備を図るとともに、そこにおける情報機器利用時や、個別研究室、共同研究室でのパソコン利用時のサポート等を行うため、サポートデスク担当者 10 名（専門業者への業務委託）がローテーションで 9 時～21 時の間対応している（評価の視点 6-5）。

（2）研究知財事務室

専門職大学院をはじめ、学部・大学院に所属する教員の研究活動を支援するため、駿河台、和泉、生田、中野（中野キャンパスについては教育支援事務室）のそれぞれのキャンパスに研究知財事務室が設置され、専任事務職員が配置されている。主な業務内容は「研究推進の企画・立案・実施に関すること」と「研究費等の獲得支援・申請・適正管理・リスク対応に関すること」であり、科学研究費助成事業、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業、共同研究、受託研究及び指定寄付金等の外部研究資金への申請のサポートや、特定個人研究費、研究所研究費等学内研究費の管理を行っている（評価の視点 6-5）。

（3）教育補助講師

教育補助講師を毎年数名採用し、学生からの質問や学習相談等に対応している。教育補助講師の採用資格は学内規程により、博士の学位を有している者、すでに大学等において教育指導実績を有している者、公認会計士等の有資格者、公認会計士試験等合格者等、会計に関する一定の能力と基準を満たす者のみが採用されるため、教育の質も担保されている。なお、任用にあたっては学内規程の資格要件を満たすことのみならず、研究科教授会にて人物審査を行い、推薦を行っている（評価の視点 6-5）。

項目 20：図書資料等の整備

各経営系専門職大学院は、図書館（図書室）に学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備するとともに、図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとすることが必要である。さらに、図書資料等の整備について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

6-7：図書館（図書室）には経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。〔F群〕

6-8：図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。〔F群〕

6-9：固有の目的に即して、図書資料等の整備にどのような特色ある取組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 図書館概要

本学では駿河台キャンパス、和泉キャンパス、生田キャンパスにそれぞれ図書館を配置している。本研究科学生が主に利用する駿河台キャンパスの中央図書館（面積 12,485 m²、座席数 1,278 席、120 万冊以上の蔵書、16,000 種の新聞・雑誌等保有）は、都内の大学図書館にあって屈指の規模及び充実さを誇るものであり、本研究科の教育・研究に必要な文献・資料等が十分に用意され、大きな教育研究効果を上げている。なお本学では首都圏の諸大学間において相互協力コンソーシアム（山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム、杉並区図書館ネットワーク、神奈川県内大学図書館相互協力協議会

等)を組むことにより、所蔵図書の相互活用の便宜に供している。さらにインターネットの使用により、大学ホームページを経由して電子媒体として用意された論文にアクセスすることもできると同時に、蔵書の貸出し状況の確認や借出しのための予約等の便宜が図られており、学生及び教職員の研究活動に大きく寄与している。また、新入生に対しては、入学時のオリエンテーションにて図書館の利用方法について説明を実施しており、また図書館主催による施設利用説明会が実施されている(評価の視点6-7)。

【図書館の主なサービス】

(1) レファレンスサービス

調べ方が分からない、探している文献が見つからない時は、中央図書館 1F レファレンスカウンターで相談の受付を行っている。

(2) 所蔵調査・新着図書情報等

OPAC (Online Public Access Catalog) システムが館内の検索専用端末に導入され、オンラインで希望する資料の検索が可能な環境整備がなされている。また、この検索システムで希望する資料が見つからなかった場合は、山手線コンソーシアム横断検索、NACSIS-Webcat、NDL-OPAC 等も利用でき、それらを利用して他機関の所蔵が検索可能となっている。それでも所蔵が確認できなかった場合には、図書館係員が他機関のOPACや外部データベース、CD-ROM、冊子体の目録等を利用して検索の支援を行っている。また、登録された検索条件に合った新着図書の情報を、毎月、電子メールでお知らせするSDI(Selective Dissemination of Information)サービスや、新着通知を受けたい雑誌をOPACで検索し、所蔵画面の「アラート申込」ボタンから入って登録することで、雑誌の新着受入れを電子メールでお知らせする雑誌アラートサービスも利用可能となっている。

なお、本学にない資料については、所蔵している大学・機関を調査のうえ、「資料利用依頼書」(紹介状)を発行している。当該依頼書の発行については、カウンター備付の用紙に、利用者の所属、氏名、連絡先電話番号、利用希望資料名、来館希望日などを記入して申し込むことになっている。また、海外の図書館への紹介状も合わせて扱っている。

(3) 外部データベース・電子ジャーナル等

外部データベース及び電子ジャーナル・電子ブックは、図書館内のパソコンから閲覧できることはもとより、所定の手続きと設定を行えば、学生の自宅等のパソコンからアクセスすることも可能になっている。

(利用可能な外部データベース一覧)

分類	領域	データベース一覧
国内	全般	GeNii (学術情報全般), MAGAZINEPLUS (雑誌・論文索引), 雑誌記事索引集成データベース (雑誌・論文索引), 聞蔵II ビジュアル (朝日新聞), ヨミダス歴史館 (読売新聞), 毎索 (毎日新聞), 日経テレコン21 (日経四紙), ELNET (全国新聞記事索引), Japan KnowledgeNRK (辞典・事典, 『日本国語大辞典』第二版, 『日本歴史地名体系』国史大系含む), WHOPLUS (人物情報), 賞の事典 (日本国内の賞・受賞者情報)
	人文・社会科学系	Web OYA-bunko (大宅壮一文庫雑誌記事索引), LEX/DB インターネット

		(判例情報), Lexis AS One (日本の法律関連), 法律判例文献情報 (法律関連文献), 法律文献総合 INDEX (法関連文献・判例集書誌情報), iJAMP (行政情報), Web 民力 (日本の地域データベース) eol (有価証券報告書・企業情報), 日経 NEEDS-Financial QUEST2.0 (産業総合統計・商品市況データ), アジア動向データベース (『アジア動向年報』)
	自然科学系	JDreamIII (科学技術全般), 理科年表プレミアム (『理科年表』), NRI サイバーパテントデスク (特許情報)
海外	全般	Web of Science (学術文献・引用索引), FirstSearch (書誌情報・雑誌記事索引等), Marquis Who's Who on the web (世界の人物情報), The Times Digital Archive1785-1985 (1785-1985年までの「ロンドン・タイムズ」), LexisNexis Academic (新聞・ビジネス情報等), OED Online (Oxford English Dictionary, 2nd ed.), AFP World Academic Archive (報道画像), Biography Index (伝記・人物情報)
	人文・社会科学系	MLA International Bibliography (文学・言語学・民俗学関連の文献索引), BDSL (ドイツ語学・文芸学文献目録), IBZ (人文科学・社会科学雑誌論文索引), lexis.com (リーガル・ビジネス情報), JURIS Online (ドイツ法情報), Mergent Online (企業・財務情報), The Making of the Modern World: Goldsmiths' -Kress Library of Economic Literature 1450-1850 (ゴールドスミス・クレス両文庫所蔵社会科学系学術図書), 中国基本古籍庫 (中国古典籍), ECCO: The eighteenth century collections online (18世紀英国刊行物), アメリカ歴史統計 (アメリカの歴史統計情報), アメリカ機密解除文書データベース (アメリカの1941年以降約78,000点の機密解除文書), EEBO: Early English Books Online (1475-1700年 初期英語書籍集成データベース)
	自然科学系	ProQuest Dialog (科学技術/人文・社会科学/工学/医学/心理学), SciFinder Web (化学物質・文献情報等), DialogSelect ICONDA (土木工学/都市・地域計画/建築/建設)

(4) 利用案内, 講習会等

中央図書館では図書館ツアーを始め, 図書・雑誌の探し方など OPAC の入門的な検索方法からデータベースを使った雑誌論文, 新聞記事の探し方, 電子ジャーナルの利用方法が学べる情報検索講習会, ゼミのメンバーや友人同士などグループで日時を指定して図書館のガイダンスを受けられるグループガイダンス, 教員の個別申し込みに応じるゼミツアー等, 図書館の利用全般についての案内や情報収集に役立つガイダンスなどを定期的実施し, 図書館利用者の利便性向上に取り組んでいる。

2. 利用環境等

図書館の運営に関しては, 学生や教員の活動に配慮した利用規定や閲覧時間になっており, 利用上の制約はない。図書館の開館時間は平日 8 時 30 分～22 時, 土曜日は 8 時 30 分～19 時, 休日 10 時～17 時となっており, 授業後でも学生が利用しやすいよう, 夜間時間帯及び休日利用にも対応している。また, 大学院学生が一度に借りられる図書は 30 冊, 期間は 1 ヶ月である。他にもインターネットを介

した図書検索や貸出予約等も可能となっており、学外からの利用の便に供している。

また、各学部及び研究科のそれぞれに割り当てられる図書購入予算は主に研究用図書及び研究用基礎資料から構成され、経営系専門職大学院の教育・研究に必要な図書を適宜購入している。なお、本研究科開設の際には、当研究科の要望に沿った会計・経営などの専門分野に関する図書の重点的な購入も行った。その結果として現在、会計・経営系については、およそ和図書 17,167 冊、洋図書 19,580 冊、和雑誌 303 タイトル、洋雑誌 379 タイトルの図書資料を有している。加えて、シラバスに記載された教科書、参考図書はシラバスコーナーに備えられ、館外貸し出しも可能になっている。また、前述のデータベースにおいても、当研究科で学習するうえで必須とされる最新の経済情報を取得するための日経テレコン 2 1 や各法律科目の予復習に必要な L E X / D B などの整備もされている。（評価の視点 6-7 及び 6-8）。

3. 特色

(1) 山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム

教育・研究環境の急激な変化に対応し、利用者のサービス向上を目的に、山手線沿線の私立大学図書館がコンソーシアムを形成し、図書館利用に関する相互協力 11 項目を定めた協定（山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム）を締結している。加盟各大学の図書館は蔵書検索データベース（OPAC）を相互乗り入れさせ、規模の拡大による書籍や資料の入手に至る利便性が向上され、また学生は協定大学の図書館を利用でき、館外貸出、コピー・サービス、マイクロ資料の利用等も可能になっている（評価の視点 6-9）。

【6 教育研究環境の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

特になし

7 管理運営

項目 21：管理運営体制の整備，関係組織等との連携

各経営系専門職大学院は、管理運営組織・学問研究の自律性の観点から、管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法令等に基づき学内規程を定め、これらを遵守することが必要である。また、教学等の重要事項については、経営系専門職大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されることが重要であり、専任教員組織の長の任免等については、適切な基準を運用することが必要である。さらに、企業、その他外部機関との協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等を適切に行う必要がある。

なお、経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、固有の目的の実現のため、それら組織と連携・役割分担を行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-1：経営系専門職大学院を管理運営する固有の組織体制が整備されていること。〔F群〕

7-2：経営系専門職大学院の管理運営について、関連法令に基づく適切な規程が制定され、それが適切に運用されていること。〔F群〕

7-3：経営系専門職大学院の設置形態にかかわらず、教学、その他の管理運営に関する重要事項については、教授

会等の経営系専門職大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されていること。〔F群〕

7-4: 経営系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されていること。〔F群〕

7-5: 企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等が適切に行われていること。〔F群〕

7-6: 経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、どのようにそれらとの連携・役割分担を行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 専任教員組織

明治大学専門職大学院学則第12条により、専門職大学院委員会を置き、専門職大学院長のほか教務主任を配置し、専門職大学院全体の運営にあたっている。また、明治大学専門職大学院学則第12条第2項に基づき、研究科の運営組織として、研究科の専任教員で組織された研究科教授会を設置し、研究科長や専攻主任の職務、議決事項、定足数等も同学則に定められている（第13条～第18条）。研究科教授会における各種議決事項は専門職大学院委員会へ上程され、案件に応じ学部長会、理事会等へ審議があげられ組織決定がなされている。なお、専門職大学院委員会は、専門職大学院長、教務主任、各研究科長、専攻主任及び各研究科から選出された各1名の専門職大学院委員をもって組織し、各委員の専門職大学院委員における任期は2年となっている（第20条）。その他、同委員会の審議事項や定足数も同学則に定められ、専任教員組織が適切に運用されている（第21条～第22条）（評価の視点7-1, 7-2）。

【専門職大学院学則一部抜粋】

第12条 本専門職大学院に、専門職大学院委員会を置く。

2 各研究科に、研究科教授会を置く。

（研究科教授会の組織）

第13条 研究科教授会は、教授会員をもって組織する。

2 本専門職大学院の専任教授及び専任として任用される特任教授（実務家教員として任用される者に限る。）は、教授会員となる。

3 本専門職大学院の専任准教授、専任講師並びに専任として任用される特任准教授及び特任講師は、当該研究科教授会の議決に基づき、大学がこれを委嘱した場合に教授会員となる。ただし、当該特任准教授及び特任講師は、実務家教員として任用される者に限る。

4 専任とみなして任用される特任教員その他当該研究科教授会が特に認めた教授会員以外の科目担当教員は、第16条第1項第1号及び第2項第2号から第4号までに規定する事項についての議決に加わることができる。

5 教授会員が法人の理事となったときは、その在任中、教授会の議決に加わることができない。
（研究科長）

第14条 各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科に関する校務をつかさどる。

3 研究科長は、研究科教授会を招集し、その議長となる。

4 研究科長は、研究科教授会において互選するものとする。

5 研究科長の任期は、2年とする。

(専攻主任)

第15条 各研究科の専攻に専攻主任を置く。

- 2 専攻主任は、当該専攻の教務をつかさどる。
- 3 専攻主任は、当該専攻において互選するものとする。
- 4 専攻主任の任期は、2年とする。

(研究科教授会の職務)

第16条 研究科教授会は、当該研究科に関する次の事項を議決する。

- (1) 学生の入学及び修了に関する事項
 - (2) 学位授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の議決が必要なものとして学長が定めるもの
- 2 前項第3号に基づく事項は、次のとおりとする。
- (1) 教育及び研究に関する事項
 - (2) 教育課程の編成、変更及び実施に関する事項
 - (3) 学生の留学、休学、復学、退学及び再入学等に関する事項
 - (4) 試験に関する事項
 - (5) 学生の育英・奨学及び賞罰に関する事項
 - (6) 教員の推薦、進退及び兼職に関する事項
 - (7) 研究科長候補者の推薦に関する事項
 - (8) 特別研究者及び在外研究員の推薦に関する事項
 - (9) 研究科教授会の運営に関する事項
- 3 研究科教授会は、前2項に規定するもののほか、学長、専門職大学院長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項並びに学長から諮問された事項について、議決することができる。

(研究科教授会の議決)

第17条 研究科教授会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。この場合において、第13条第4項に規定する教員を定足数の計算に加えないものとする。

- 2 審議事項を議決するには、出席者の3分の2以上の同意がなければならない。

(研究科教授会の議事録)

第18条 研究科教授会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 専門職大学院事務長は、前項の議事録を作成し、当該研究科長の署名を得て、これを保管するものとする。

(教授会規程の準用)

第19条 本章に定めるもののほか、研究科教授会に関する事項は、明治大学学部教授会規程(昭和38年規程第22号)を準用する。

(専門職大学院委員会の組織)

第20条 専門職大学院委員会は、専門職大学院長、教務主任、各研究科長、専攻主任及び各研究科から選出された各1名の専門職大学院委員をもって組織する。

- 2 専門職大学院委員の任期は、2年とする。

（専門職大学院委員会の職務）

第21条 専門職大学院委員会は、教育研究に関する重要な事項で、専門職大学院委員会の議決が必要なものとして学長が定めた次の事項について議決する。

- (1) 各研究科に共通な事項
- (2) 専門職大学院における教員の人事に関する事項
- (3) 研究科間の調整に関する事項
- (4) 事務組織に関する事項
- (5) 学部長会に付議する事項

2 専門職大学院委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び専門職大学院長がつかさどる教育研究に関する事項並びに学長から諮問された事項について、議決することができる。

（専門職大学院委員会の議決）

1. 決定の尊重

大学全体の規程に基づき本研究科教授会の意思決定が尊重されている。具体的には、全学的な審議事項については理事会、学部長会等の上位審議機関を介して研究科への審議事項として付され、本研究科ではその審議依頼を以って教授会において審議し、その決定内容は専門職大学院委員会を経て回答されるかたちをとっている。当然のことながら、全学的な審議事項に関しても、本研究科の意向及び決議内容に関してはその独立性が尊重され、一切の圧力が加えられることはない（評価の視点7-3）。

2. 研究科長の推薦

研究科長の任期は専門職大学院学則第14条によって2年と定められ、その推薦については、研究科教授会において互選するものとなっており、専門職大学院学則第16条によって研究科教授会の職務として定められている（評価の視点7-4）。

3. 企業やその他外部機関との連携

本研究科では、授業のほかに実践教育の一環として、大手監査法人との間でのインターンシップ・プログラムに関する覚書を結び、希望する学生を監査法人に派遣している。なお、インターンシップは会計大学院協会が取りまとめを行っており、適切な提携が保たれている。（評価の視点7-5）。

4. 関係する学部・研究科との連携・役割分担

本学商学部、政治経済学部、経営学部、経営学研究科、グローバル・ビジネス研究科等とはその必要に応じて、教員の兼担等の協力体制を構築し、各学部及び各研究科間の機能分担を可能としている。

また、年に2回、国家試験指導センター・経理研究所と共催で、特に関係する学部（商学部、経営学部）所属の教員も招いた合同連絡会を開催し、必要な情報交換等を行っている。（評価の視点7-6）

項目22：事務組織

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現を支援するため、適切な事務組織を設け、これを適切に運営することが必要である。なお、固有の目的の実現をさらに支援する

ため、事務組織に関して特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-7：適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。（「大学院」第35条）〔F群，L群〕

7-8：事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていること。〔F群〕

7-9：固有の目的に即して、事務組織とその運営にどのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 事務組織

明治大学専門職大学院学則第9条に基づき、事務組織を設置している。専門職大学院事務室には事務長1名、研究科専任の勤務者3名（補助業務の嘱託職員含む）、講師控室に2名、専任教員の研究室がある建物の中の共同研究室に2名を置き、必要十分な事務体制を整備している。（評価の視点7-7）。

2. 事務運営

専任職員は教務（入試、履修成績、修了）、予算、人事、調査統計等の全ての事務手続きのみならず、研究科長や専攻主任等の執行部をはじめ、専任教員、特任教員、客員教員や兼任教員等の全ての教員、他部署等の学内関係者、在学生、修了生、志願者を含む一般人に至るまで、本研究科に携わる全ての関係者の橋渡し役や調整役となり、研究科における教育研究の円滑な運営において重要な役割を担っている。また、教授会や執行部会等にも同席し、教学に関する豊富な経験や情報の精通性に基づき、研究科独自の戦略策定や課題検討に対して、適宜必要に応じて情報の提供や提案を行うことで、重要な役割を担っている。また、専門職大学院事務室は、日々の業務において学内の関連他部署と連携しながら運営されており、定例的な会議体（教務事務部事務長会（月1回程度）、教務事務連絡会（年6回程度））において大学全体の方針や様々な情報を得、研究科に関連する情報共有を常に行っている。

専門職大学院としての本研究科が有する教育上の特殊性（高度専門職業人の育成）を鑑みた場合、既存の学部や研究科運営とは大きく異なる点が少なからず存在しており、そうした状況のなかにあつて専門職大学院担当事務職にも従来以上の高度な専門性が求められてきている。本研究科担当事務は、こうした要請にも的確に対応できるよう、専門職大学院設置基準や専門職大学院特有の制度等を十分に理解し、研究科執行部のリーダーシップのもと、研究科運営方針や情報を共にし、研究科運営の一翼を担っている。（評価の視点7-8）

【主な業務内容】

- (1) 予算・経理（予算編成，経費執行，決算，会計監査）
- (2) 教育研究計画（研究科中長期計画，単年度計画等）
- (3) 会議運営（教授会，専門職大学院委員会，各種委員会）
- (4) 校規（学則，内規，各種法令との整合性確認等）
- (5) 教員人事等（任用，退任，更新，継続，教育補助講師採用・勤務管理，研究室）
- (6) 入学試験（広報，入学試験，合否発表，入学手続き）
- (7) 学籍管理（学籍異動，学籍原簿）
- (8) 授業関連（授業計画，時間割編成，教室管理，便覧作成，シラバス作成，学生ガイダンス，履修成績，定期試験，修了判定，国家資格試験免除申請，修士論文，FD（授業評価アンケート）

ート・授業相互見学))

- (9) 科目等履修生 (募集要項作成, 志願処理, 入学・履修手続き, 成績通知)
- (10) 修了式 (学位記発行, 修了式, 学位授与式)
- (11) 自己点検 (大学自己点検, 法令上の認証評価対応等)
- (12) 就職支援 (税理士法人合同説明会, インターンシップ)
- (13) 研究機関紙の編集発行 (会計論叢)
- (14) 学生支援 (大学院共同研究室, 個人ロッカー, ディスカッションルーム)
- (15) 奨学金等 (研究科給費奨学金, 日本学生支援機構奨学金, 校友会奨学金, 厚生労働省教育訓練給付金)
- (16) 広報 (研究科ガイドブック, 入試ガイダンス, 資料請求, 広告, ホームページ)
- (17) 調査統計 (学校基本調査, 専門職大学院における教育研究実態調査等)
- (18) 証明書発行 (成績証明書, 在学証明書, 修了証明書, 学割証明書等)

【7 管理運営の点検・評価】

- (1) 検討及び改善が必要な点

特になし。

- (2) 改善のためのプラン

特になし。

8 点検・評価, 情報公開

項目 23 : 自己点検・評価

各経営系専門職大学院は、基本的な使命 (mission) , 固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act (PDCA) サイクル等の仕組みを整備し、その教育研究活動等を不断に点検・評価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。さらに、自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるとともに、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

8-1 : 自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、適切な評価項目・方法に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取組みとして実施していること。 (「学教法」第109条第1項) [F群, L群]

8-2 : 自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。 [F群]

8-3 : 認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。 [F群]

8-4 : 自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけているか。 [A群]

8-5 : 固有の目的に即して、自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等にどのような特色があるか。 [A群]

<現状の説明>

1. 大学全体

本学は、1991年の大学設置基準の改正を受け、翌1992年に「教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価する」ことを学則に明示する等、速やかに自己点検・評価への取り組みをはじめた。毎年度、自己点検・評価を行い、学長を委員長とする全学組織である「自己点検・評価委員会」において、外部認証評価機関からの指摘事項について、具体的な改善を実行するための「改善アクションプラン」制度を創設し、全学的な改革・改善を推進している。また、その結果を大学ホームページで広く学内外に公表するとともに、教学企画部が1年に数回発行するニューズレター「じこてん」で教職員への啓蒙活動も積極的に行っている。

2. 本研究科

(1) 自己点検・評価

本研究科は、研究科教授会にFD委員会(以下、委員会)を設置し、教育全般について定期的に自己点検・評価を実施している。当該委員会は自己点検・評価の結果に基づき、毎年度、報告書を作成し、全学自己点検・評価委員会へ提出している。

自己点検・評価結果については、毎年度、会計専門職研究科長が中心となって、研究科教授会において点検・評価の結果に基づき具体的な改善案を策定し、次年度及び長期・中期の教育研究計画に反映させている。これにより、自己点検・評価を単なる現状の調査・把握に終わらせることなく、点検→評価→改善案の策定→改善の実施→点検のPDCAサイクルに乗せている。また、こうして得られた自己点検・評価結果は、外部評価機関による評価の際の基礎資料としても活用している(評価の視点8-1, 8-2)。

また、本研究科には、独自に「授業評価アンケート」及び「研究科アンケート」を実施してお

り、前者は本研究科におけるすべての教員の授業に関するアンケートであり、各授業の受講生が回答している。後者については、本研究科の運営に関する全体的視点からのアンケートであり、前者同様に本研究科在籍の学生が回答している。いずれのアンケートも研究科内に設置されたアンケート委員会によって厳正に実施、管理されている。それらの結果については、個人情報等の管理に十分に配慮したうえで、授業評価アンケートの定量的な評価部分については授業担当教員及び一般に、研究科アンケートについては、教員及び学生へ開示している。なお、研究科アンケートの開示にあたっては、研究科に寄せられた改善項目に対する研究科としての考えや改善策等を含めた開示に努めている。なおこれらの実施の適正化の観点から、適宜、学生からの意見聴取等も合わせて実施している。

3. 経営系専門職大学院認証評価

当研究科における第三者評価については、大学基準協会による評価結果に対し、自己点検及び評価同様に、真摯にその結果を受け止めるとともに、速やかに研究科の改善に向けて取り込むよう、常に本研究科教授会においてその重要性と方向性に関する構成員の意思の確認を行っている。その意思に基づいて、FD委員会を中心に、改善・向上のための取り組みについて議論され、その結果は、教授会において具体化されており、2009年度の第1回目、2014年度には第2回目となる大学基準協会による経営系専門職大学院認証を受審し、2回とも“適合”の認証評価を得ている。それと同時に9点の「検討課題」の指摘を受けるとともに、1点の「勧告」を受けたため、これらについては教授会等で集中的な議論を重ね、2015年9月に大学基準協会において、「課題解決計画」及び「改善計画」のプレゼンテーションを行った。なお、これら計画に基づく最終的な結果報告は、2017年7月までに「改善報告書」として大学基準協会に提出することになっている。

【平成26年度認証評価結果及び改善計画及び課題解決計画】

<p>1. 勧告事項</p>	<p>4 学生の受け入れ 項目16：学生の受け入れ方針，定員管理</p>	<p>1) 貴専攻では、入学定員に対する入学者数の比率が、2012(平成24)年度は0.54, 2013(平成25)年度は0.41, 2014(平成26)年度は0.34となっており、収容定員に対する在籍学生数の比率も2013(平成25)年度は0.52であることから、大幅な定員割れが生じている。入学者確保に向けた取組みとして、複数回の受験機会の確保や会計分野の専門職大学院に対する志願者の修了後のニーズの多様化を踏まえたコース制の導入等の様々な取組みがなされていることは認められるものの、所定の定員確保に向けた早急な是正が求められる(評価の視点4-5)。</p> <p><改善計画及び課題解決計画> 本研究科では会計大学院への志願状況ならびに入学状況が悪化するなかで、2013年度入試実施直後より本研究科が対峙する喫緊の課題の解決に向けた検討作業に着手し、2014(平成26)年度より入試実施体制の再編(「入</p>
----------------	--	--

		<p>試制度検討ワーキンググループ」の設置)及び「会計専門職研究科アクションプラン」の策定と発動を行い、それに則り、2017(平成29)年度までの3カ年において本研究科の改善をはかることとしている。</p> <p>本プランの経過措置として、2014(平成26)年度においては、本研究をはじめとする会計大学院を取り巻く環境分析を行い、特に本研究科における課題としての、①学生の受け入れ及び定員管理、②在学生及び修了生に見る教育成果、③在学生及び修了生への学習支援、の3点に関する課題抽出と分析を中心としたアクションプランの策定を行った。</p> <p>2015(平成27)年度は本プランの第一次展開期と位置づけ、①公認会計士試験合格に足る優秀な人材の早期確保、②在学生の修学への動機づけ、③カリキュラム再編と授業時間の拡大、の3点を重点項目として展開中である。具体的には、2015(平成27)年度入試より、①会計専門職業人への高い適性と潜在能力を有する人材の確保のための特別奨学生入試、②在学生の公認会計士試験、税理士試験、日商簿記1級合格等の実績に合わせた合格報奨金の給付制度の2制度を導入した。</p> <p>2016(平成28)年度は本プランの第二次展開期(完成期)と位置づけ、「公認会計士育成に強い会計大学院」としてイメージの明確化と実績の強化及び社会人(有職者)学生の受け入れ拡大に伴う修学方針の明確化とそのための具体策の検討をはかる。具体的には、①2016(平成28)年度入試からの、高度会計専門職業人を志望する者としての潜在的能力及び資質を有する人材の発見と育成を目的とした自己推薦入試の導入、②社会人学生の受入拡大のための授業時間の平日夜間への拡大、③2017(平成29)年度からの社会人学生のさらなる受入拡大のための授業時間の土曜日への拡大、④2017(平成29)年度からのユビキタス教育方法の本格導入、を予定している。</p>
--	--	--

<p>2. 検討課題</p>	<p>2 教育の内容・方法・成果等 項目 5 :教育課程の編成</p>	<p>1) 高い職業倫理観を養う授業科目である「監査職業倫理」及び「経営倫理」については、選択必修科目として配置されていることから、その重要性に鑑みても必修科目化に向けた検討を行うことが望ましい（評価の視点 2-2 (1)）。</p> <p>2) 「国際会計系」の授業科目の大部分は、実質的には「財務会計系」，「管理会計系」，又は「監査系」に帰属する内容であると判断されることから、「国際会計系」における科目配置については見直し等が望まれる（評価の視点 2-2 (1)）。</p> <p>3) 受講生数が極端に少ない科目については、時間割作成時での検討等を含めて、受講生の拡大に向けた具体策が望まれるとともに、数年に亘って受講者数の少ない科目等については、統廃合を検討するなどの対応策を講じることが望まれる（評価の視点 2-2 (2)）。</p>
		<p><課題解決計画></p> <p>本研究科における科目配置に関し、高い職業倫理観の涵養を目的とする授業科目である「監査職業倫理」及び「経営倫理」の2科目を選択必修科目として配置していることについては、本研究科のアドミッション・ポリシーならびにディプロマ・ポリシーにおいて高度会計専門職業人の倫理教育の重要性を謳っていることと、履修指導において当該2科目を必修的な扱いで指導していることを踏まえたものであり、当該2科目については実際に高い履修率となっている。したがって、今後も本研究科ポリシーに則り、現行のカリキュラムで対応したいと考えている。また、本研究科に配置される選択科目はいずれも必修科目に相当とし、履修にあたっては学生の自主性を重んじるという、本研究科の科目配置の方針に照らし、現状継続とする。</p> <p>本研究科では、わが国の高度会計専門職業人が国際的対応力を高めることの重要性を鑑み、相応の科目を配置していたが、今回の指摘を受け、国際会計系を独立して科目配置することの見直しを行い、2015（平成 27）年度より「国際会計系」の科目を内容に応じて「財務会計系」及び「監査系」に配置換えし、「国際会計系」を廃止した。</p>

		<p>本研究科では本研究科教授会内に設置した「カリキュラム検討ワーキンググループ」を中心に、設置科目の見直しに向けた検討を適時行っており、特に2014（平成26）年度及び2015（平成27）年度にわたっては大幅に配置科目数の見直しを実施した。そうしたなかにおいて、学生数の減少により、全体的に科目当たりの受講生が少数化していることも事実であるが、科目改廃の判断基準については、受講生の数だけでなく、高度会計専門職業人を養成するうえでの必要性にも置いていることから、必要性が高いにもかかわらず受講生が少ない科目については、即時廃止するのではなく、履修指導で受講を促したり、学生が受講しやすい時間帯に配置したり、学生により興味を持ってもらうシラバスに改善することにより対応している。今後の科目配置の適正化については、学生数の推移を見ながら会計大学院としての教育の質を担保したうえで適宜判断することとする。</p>
	<p>2 教育の内容・方法・成果等 項目6：単位の認定，課程の修了等</p>	<p>4) 2014（平成26）年度の「論文作成コース」の設置に伴い、貴専攻の修了要件に修士論文の作成が含まれることとなり、従来の教育課程における修士論文の位置づけから大きく変化したが、その説明が学生や社会一般に対して十分になされていないことから、貴専攻の教育課程における修士論文の位置づけを明確にすることが望まれる（評価の視点2-9）。</p> <p><課題改善計画> これまで、論文作成コースの新入生向けにガイダンスを開催し、説明してきたが、2015（平成27）年度において「修士論文作成のためのガイドライン」を研究科教授会で決定し、これを公表することで、学生だけでなく、社会にも周知をはかるようにした。今後についても当面は本ガイドラインに基づく情報公開と指導に努めることとする。</p>
	<p>2 教育の内容・方法・成果等 項目9：授業計画，シラバス</p>	<p>1) 時間割編成にあたっては、同一系統の授業科目が同一の曜日と時限に配置されているものが散見されることから、学生の履修に十分配慮された時間割となるようさらなる改善が望まれる（評価の視点2-22）。</p> <p>2) シラバスの「授業内容」の記載については、教員</p>

		<p>によって記述内容に精粗が見られることから、シラバスの定義を教員間で共有するとともに、学生が受講前に授業内容を把握できる記載内容となるよう早急な改善が望まれる（評価の視点 2-23）。</p> <p><課題改善計画></p> <p>2015（平成 27）年度時間割編成において、演習科目を 6 時限目に配置するなどして、同一系統の授業科目が同一の曜日と時限に重複配置されていた状況を改善した。ただし、春学期において 5 つの時間帯、秋学期において 3 つの時間帯に重複が生じていることについては、春学期の 5 つの時間帯のうち 3 つの時間帯（木曜日 2 時限、金曜日 2 時限及び 3 時限）については、重複している科目のうち一方の科目がクラス別に設置した科目であり、学生の希望によりクラス変更を認めているので、学生の履修に特に問題は生じていない。また、春学期の月曜日 1 時限と秋学期 1 時限とは同一の科目の重複であり、当該時間帯には、この 2 科目しか設置されていないので、学生の履修には特に問題は生じていない。さらに、春学期及び秋学期の火曜日の 5 時限の重複については、基本的な科目とケーススタディの重複であり、学生の履修上の問題は生じていない。以上のように一部重複する時間帯は残るが、おおむね学生の履修上の問題は無いものとなっている。2016（平成 28）年度以降の時間割編成においても、学生の履修に問題が生じないよう必要な調整を行うこととする。</p> <p>次にシラバスについては、「授業内容」の記載において、教員によって記述内容に精粗が生じていることについては、①シラバスの定義を教員間で共有（統一）するよう努める、②研究科執行部による記載内容の確認と必要に応じた修正の徹底をはかること、の 2 点に加え、研究科常設の FD 委員会において、各教員がシラバスの記載を点検するのみならず、優れたシラバスを例示し、共通の理解をはかるよう努めることとする。</p>
--	--	---

<p>3 教員・教員組織 項目15:専任教員の教育研究環境の整備,教育研究活動等の評価</p>	<p>1) 貴専攻が配置する系によっては,専任教員が責任担当時間を越えた対応が必要とされる科目も一部に見られることから,その解消に努めることが望まれる(評価の視点3-17)。</p> <p>2) 研究成果の内容等についての評価を行う仕組みについては整備されておらず,その方法を早期に整備することが望まれる(評価の視点3-21)。</p> <p><課題改善計画></p> <p>専任教員の教育研究環境の整備に関し,現状においては学生の履修上の便宜をはかるため,専任教員が担当している科目については,春学期及び秋学期において同一科目を開設しているものが多い。こうした状況を鑑み,今後は専任教員の責任担当時間が超えている場合には,履修者状況を検討し,履修者の少ない科目については,学期を限定して開講する措置を講じ,責任担当時間が超えることのないよう配慮することとする。また,租税法系の論文指導を受講する学生が増加したことから,2015(平成27)年度から教員を増強し,教員の負担の軽減に努めた。</p> <p>次に教員の研究成果等の評価の仕組みを整備することは従前からの課題であり,今回の指摘をもとに,今後速やかに整備に努めることとする。ただし,専門職大学院特有の教員編制として,研究者教員と実務家教員の2種類の教員が存在しており,研究成果等の評価については各々の教員特性に留意した評価の仕組みを検討することが必要とされる。本研究科では,研究領域での成果評価対象項目としての「学会活動(報告等の担当)」,「論文発表状況」,「講演等の対外的活動」,「学内における研究活動状況」,「外部研究資金獲得実績」,実務領域での成果評価対象項目としての「実務上の実績」等,教員属性に基づく評価対象項目の整理と評価指数化をはかるよう努めることとする。</p>
<p>4 学生の受け入れ 項目17:入学者選抜の実施体制・検証方法</p>	<p>1) 学生の受け入れ方針,対象及び選抜基準・方法等,受け入れのあり方を継続的に検証する仕組みが十分に確立されているとはいえないことから,継続的な検証体制をより一層整備していくことが望まれる(評価の視点4-8)。</p>

	<p><課題改善計画></p> <p>会計大学院志願者の急激な減少傾向に対峙する本研究科としては、2015（平成 27）年度において学生受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の全面的改訂を行い、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育方針（カリキュラム・ポリシー）との関連性をより明確化した。</p> <p>また、本研究科では2014（平成 26）年度より「会計専門職研究科アクションプラン」を策定、発動させており、それに則り、入試全般については本研究科教授会内に設置した「入試制度検討ワーキンググループ」においてすでに検証ならびに検討作業に着手している。その結果として、①2015（平成 27）年度入試における秋季入試の復活、②高度会計専門職業人への高い適性と潜在能力を有する人材の確保のための特別奨学生入試の新たな導入、③2016（平成 28）年度入試からの、高度会計専門職業人を志望する者としての潜在的能力及び資質を有する人材の発見と育成を目的とした自己推薦入試の導入、④会計大学院としての本研究科の認知度の向上のための MOOC 型講座の実施、⑤社会人学生のさらなる受入拡大と、そのための平日夜間及び土曜日授業の実施、⑥学生の修学環境に関する新たな試みとしてのユビキタス教育方法導入に向けた検討、といった新たな工夫と試みを行っており、今後もその継続と展開に努めることとする。</p>
--	--

項目 24：情報公開

各経営系専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。また、透明性の高い運営を行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、情報公開について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 8-6：自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。（「学教法」第 109 条第 1 項）〔F 群，L 群〕
- 8-7：経営系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。（「学教法施規」第 172 条の 2）〔F 群，L 群〕
- 8-8：固有の目的に即して、どのような特色ある情報公開を行っているか。〔A 群〕

<現状の説明>

自己点検・評価結果については毎年度「自己点検・評価報告書」を発行し、学内各機関に配布

するとともに本学ホームページで公開している。また、過去に受審した公益財団法人大学基準協会による認証評価結果の全文も研究科ホームページで公開し、その結果を学内外に広く公表している（評価の視点 8-6）。

ホームページでは、本研究科の「人材養成その他の教育研究上の目的」、入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）などの研究科概要、カリキュラム、教員一覧、学費・奨学金、施設・設備、入試情報、自己点検評価、公認会計士試験結果に至るまで基本的な情報を全て掲載しており、またそれらの情報を取りまとめた研究科ガイドブックや入学試験要項等もダウンロード可能な状態で公開している。また、入試ガイダンスや特別講義等、各種イベントに関する情報及び修了生向け情報も同サイトにて広く一般公開している。また本研究科への進学を希望する者に対しては、適宜、ガイダンスを開催し、研究科概要の説明、教育カリキュラムの説明、模擬講義、個別面談等を実施することにおいて、その公表に努めている。組織・運営の状況について積極的に情報を公開し、社会に対する説明責任を果たしていくことは、教育機関としての本研究科にとって、今後さらに強く要請されてくる課題として位置づけており、そのために本学及び本研究科の教育理念に基づく活動の現状についての情報を今後とも積極的に公開していくとともに、財政公開の状況については、すでに全学的な対応として、「明大広報」や本学ホームページにおいて決算関連情報を公開している。（評価の視点 8-7）。

また、本研究科ではアンケート委員会を設置し、定期的に授業評価アンケート及び研究科アンケートを実施している。授業評価アンケート結果は冊子に学生へ配布、公開することで、学生が履修計画を策定する際にその活用を促している。研究科運営全般に関するアンケートでは、学生からあげられた意見を教授会で共有、議論し、その結果を書面で全学生に回答、公開している。このような取り組みによって、より良い授業の展開や学生との有意義なコミュニケーションの確保を図っている。（評価の視点 8-8）。

【8 点検・評価、情報公開の点検・評価】

（1）第三者評価及び自己点検への対応

第三者評価については、大学基準協会による認証評価がある。2014年度（平成25年度）に受審した認証評価においては、認証可の結果を得るとともに9点の「検討課題」の指摘と1点の「勧告」を受けたところである。そのため、こうした指摘等に適切に対応するため、教授会等で集中的な議論を重ね、改善計画等を策定し、2015年9月に大学基準協会においてプレゼンテーションを行い、一定の評価を得たところである。なお、最終的な結果報告は、「改善報告書」として2017年7月までに大学基準協会に提出する予定である。

また、毎年度実施している自己点検の結果については、必要な報告を行うとともに、当研究科のFD委員会等で活用して、不断の改善に役立てることとしている。

（2）さらなる改善に向けた施策

本研究科においては自己点検・評価活動の一部として、2013年度に教員相互による教育指導能力のさらなる改善と向上を目的とした「授業相互見学取扱要領」を定めて実施に移したところであるが、2014年度からは専任教員のみならず、本研究科教員の担当科目（演習、ケーススタディ等の一部科目を除く）に対象を拡大することで、教育の質のさらなる向上に努めている。

当研究科として、こうした教育の質の向上に向けた努力については、「授業評価アンケート」及び「研究科アンケート」の実施も含め、今後も継続的に実施していくこととしている。

終 章

1. 本研究科の使命・目的・特色及び取り組みの状況について

明治大学専門職大学院会計専門職研究科は、長きにわたって多数の公認会計士、税理士、国税専門官等の会計専門職業人を輩出してきた本学の伝統を基礎にして、わが国ならびに国際経済社会に貢献し、新たな時代に対応できる公認会計士、企業等の民間部門又は政府等の公的部門の会計実務担当者、租税スペシャリストなどが必要とする資質と技能を備えた高度会計専門職業人を養成することを目的として2005年4月に創設された。

高度会計専門職業人には、高度の職業倫理及び専門知識・技能に裏打ちされた的確な判断力が重要であるとの考えから、具体的には、(1)ケーススタディによる職業倫理に関する事例・事件を講義の中で検証することによりガバナンスの重要性とコンプライアンスの必要性を理解させること、(2)単なる法令や会計基準の解釈にとどまらず、規定の根底にある思考まで理解することで、法令や会計基準の基礎にある考え方が理解できるようにすること、(3)IFRS（国際財務報告基準）時代に備えたプレゼンテーション能力及び実務上の問題を発見しその解決を図るための実践力を高めることを目指し、これにより、高度の職業倫理及び価値観、会計、監査及び税務の専門家としての社会的使命に応えられる専門的知識ならびに現代社会の国際化・情報化に対応した技能の修得を目標としている。

さて、いわゆる会計大学院を取り巻く環境について言及するならば、わが国における会計制度のあり方に関する見直しと、それらの教育・普及の一環として新たな教育機関として設置されたのがわが国の会計大学院である。しかし、わが国の会計領域を取り巻く環境はグローバル経営環境の変化のなかで、山積する課題に対峙しつつ、いまだ光明を得るには遠い状況にあると言わざるを得ない。このことは、わが国における公認会計士志願者の著しい減少をもたらし、引いては公認会計士をはじめとする会計専門職業人の育成と輩出を目的とする会計大学院志願者の大幅な減少をもたらすに至っている。

しかしながら、今後ますます進展する世界経済のグローバル化のなかで、わが国が果たすべき役割と、寄せられる期待は何ら変わることはないものである。こうしたことから本研究科が直面する状況も決して予断を許さぬ状況にあるものの、本研究科での修学の機会を求めた後、所定の能力を備えた人材として本研究科修了生が広く社会で活躍している現況を鑑み、本研究科が掲げる理念と求める人材像については、広く社会の要請に応えうるものであると確信し、今後も引き続き、その一翼を担うべき高度会計専門職業人の育成と輩出に努めていくものである。

2. 今後取り組むべき課題と取り組み

(1) 高度教育機関としての適正規模の確保と維持

会計大学院としての本研究科を取り巻く課題は多く、とくに本研究科を志願する者については、所定の入学定員及び収容定員を充足させるだけの確保と維持が喫緊の課題である。

本研究科では高度会計専門職業人の育成と輩出という固有の目的に照らし、今後は従前からの主として公認会計士育成のためのカリキュラム編成に、新たに税理士育成を主とするカリキュラム編成を加えることとし、高度会計専門職業人志願者の裾野の拡大と、本研究科志願者の一層の確保と維持に努めることとし、その一環として、2014年度から公認会計士の育成を主たる目的とする「会計専修コ

ース」と、税理士の育成を主たる目的とする「論文作成コース」から構成される2コース制の導入と、それに準拠させた入学試験を実施した。

また職業人としての一定の経歴と能力を有する者を対象とする秋季入学者入学試験を2013年度から実施した。

加えて、社会人の学び直しを支援するため、2017年度よりメディア授業（e-learning）や平日夜間および土曜日開講の導入を研究科教授会で決定しており、今後、有職社会人の受入に向けたさらなるカリキュラム改編に努める。

このように、本研究科では所定の定員確保に向け、今後も従前以上に広報力を強化し、学内外に向けた積極的な広報に努めることとし、より多くの有為な人材の確保に向け努める。

（2）カリキュラム・ポリシーに基づくカリキュラムの遵守

本研究科では、高度会計専門職業人の育成と輩出を目的とした必要かつ魅力的なカリキュラムの編成に努めつつも、「国際会計研修」等の一部の科目においては、その成果の達成を困難としており、これらの科目の見直しと開講に向けた工夫が早急に望まれている。

「国際会計研修」についてはすでに教育提携を締結している延世大学校経営大学（大韓民国ソウル特別市）との間で実施している課外研修としてのIFRS（国際財務報告基準）に関するワークショップをより内容密度の高いものに変更させ、2017年度からは単位化（正規科目化）とするとともに、引き続き改善に努めることとする。

（3）研究科としての将来計画、アクションプランのあり方と改善方策

本研究科では、わが国の会計制度の見直しとそのための施策の一翼を担うために2005年に創設されたが、いまだ光明が見えない会計制度改革のなかでの翻弄を余儀なくされてきた経緯がある。

2013年度入学者の急激な減少を機に、本研究科では、教授会の下部組織として「会計専門職研究科検討部会」を設置し、さらにその傘下に「カリキュラム検討ワーキンググループ」、「入試・広報制度検討ワーキンググループ」、「国際・ICTワーキンググループ」、「キャリア支援検討ワーキンググループ」、「自己点検・認証評価対応ワーキンググループ」を配置してきたことで、研究科が直面する喫緊の課題への機動的な対応を可能とし、その結果として、2013年度入試からの「秋季入試」の導入、2014年度入試における学内選考試験の機会増設、及び2コース制の導入の決定、2015年度入試からの「特別奨学生入試」の導入に反映させた。今後は本研究科が直面する課題に対してより機動的な対応を可能とする体制を整備し、将来計画及びアクションプランについても、適宜見直しができるような体制を整備し、さらなる改善に努めることが課題である。

（4）教員の教育活動等の評価について

本研究科が擁する専任教員及び特任教員はいずれも高度の研究能力及び実務能力を有し、多くの分野での活躍を果たしているが、その教育活動等の評価については、研究科としての活動実態の把握と情報共有が必ずしも十分に機能しているとは言えない。今後は専任教員の教育活動をはじめとする諸活動全般について、その実態把握と、適切な評価を可能とするシステムの構築を本研究科においてはかることが必要とされる。

また小学生を対象とする社会教室や社会的養護（児童養護施設）の高校3年生を対象とする社会教室を開催の実施をはじめとした社会貢献活動を今後もより活性化させ、本研究科が保有する知的財産

の社会還元と、高度教育機関としての社会的機能の行使に努めていくこととする。

以上のように、高度職業人の育成と輩出という特有の使命と役割を担う本研究科は、今後もわが国のみならず、グローバル社会における高度専門職業人教育機関としてのあり方に真摯に向かい合い、掲げる教育理念・目標・目的の達成に向けた間断なき努力を払うものである。

以上